

令和5年2月市議会建設水道委員会資料

第36号議案

長崎市手数料条例の一部を改正する条例

目次

	ページ
1 背景	2～3
2 改正の理由	4
3 改正の内容	4～10
4 条例の施行期日	10
5 条例新旧対照表	11～170

建 築 部

令和5年2月

1 背景

(1) 脱炭素社会の実現に向けた建築物のエネルギー消費等に係る背景等

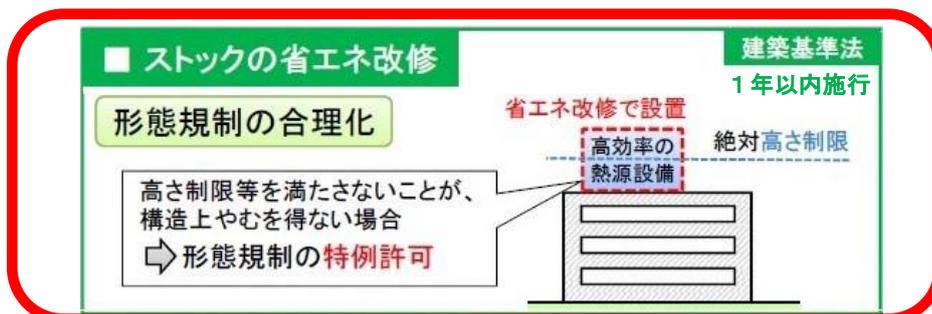
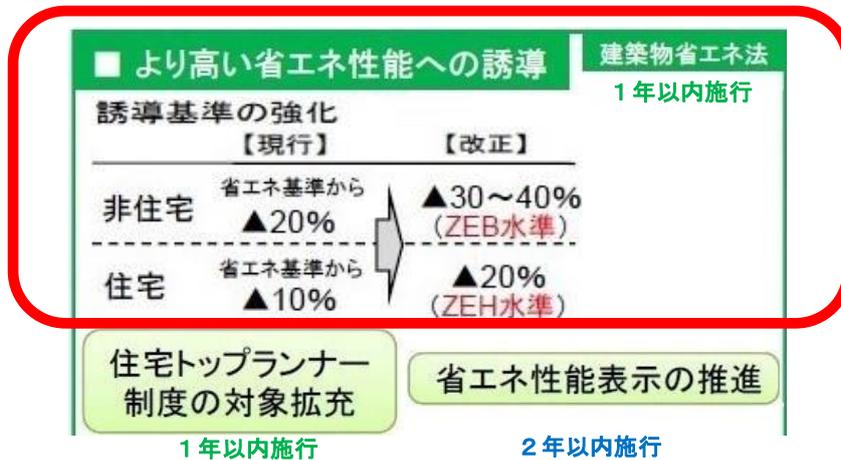
2050年カーボンニュートラル
(ゼロカーボンシティ長崎の実現)

2030年度温室効果ガス 46%削減
(2013年度比の実現)



(2) 省エネ対策等の取組み

ア 省エネ対策の加速



イ 木材利用の拡大のための建築基準の合理化等

2年以内施行 **建築基準法**

防火規制	3000㎡超の大規模建築物の 全体の木造化の促進	大規模建築物における 部分的な木造化の促進	低層部分の木造化の促進 (防火規制上、別棟扱い)
	<p>(現行) 耐火構造とするか 3000㎡毎に区画するか</p> <p>燃えしろ厚さの確保 燃えしろ設計法 (大断面材の使用) + 防火区画の強化</p>	<p>(現行) 壁、柱、床などの全ての部位に例外なく一律の耐火性能※を要求</p> <p>防火上他と区画された範囲</p>	<p>延焼を遮断する壁等を設ければ</p> <p>高層部分 延焼を遮断する壁等 低層部分 木造化を可能に</p>

3年以内施行

構造規制

簡易な構造計算で建築可能な3階建て木造建築物の範囲を拡大	建築基準法 建築士法
<p>(現行) 簡易な構造計算の対象を高さ1.6m以下に拡大</p> <p>高さ13m以下 かつ 軒高9m以下</p>	<p>(改正) 高さ16m以下</p> <p>高さ16m以下</p>

(3) 関係法による今後の取組み

ア 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

(1) 公布日から起算して1年以内施行	【令和5年4月1日施行】
省エネ対策の加速	
<p>① 【拡充】省エネ性能の底上げ、より高い省エネ性能への誘導</p> <p>② 【拡充】ストックの省エネ改修や再エネ設備の導入促進</p>	
(2) 公布日から起算して2年以内施行	【令和6年4月施行予定】
建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度等の設定	
(3) 公布日から起算して3年以内施行	【令和7年4月施行予定】
全新築住宅・非住宅に省エネ基準適合の義務付け	

イ 建築基準法

(1) 公布日から起算して1年以内施行	【令和5年4月1日施行】
既存建築物の省エネ化に係る制限の合理化	
<p>① 【手続きの円滑化】住宅等における機械室等の容積率不算入に係る認定</p> <p>② 【創設】建築物の構造上やむを得ない場合における容積率・建蔽率の制限に係る許可</p> <p>③ 【創設】建築物の構造上やむを得ない場合における高さ制限に係る許可</p> <p>④ 【拡大】一の敷地とみなすこと等による制限の緩和における対象行為</p>	
既存建築物の長寿命化に向けた規定の合理化 ・ 住宅の採光規定の見直し	
(2) 公布日から起算して2年以内施行	【令和6年4月1日施行】
大規模建築物の木造化を促進する防火規定の合理化 大規模建築物における部分的な木造化を促進する防火規定の合理化 既存建築物の長寿命化に向けた規定の合理化 (現行法の遡及適用の合理化)	
(3) 公布日から起算して3年以内施行	【施行日 未定】
建築確認・検査の対象となる建築物の規模等の見直し 階高の高い木造建築物等の増加を踏まえた構造安全性の検証法の合理化	

2 改正の理由

- (1) 「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等」の一部改正により、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」が改正され、「誘導仕様基準」が新設されたことに伴い、手数料を新たに設定するとともに、当該認定に係る一部の手数料の額を見直し、条例の一部を改正するもの。
- (2) 既存建築物ストックの省エネ改修を促進するため、建築基準法が緩和され、許認可の手続きが合理化されたことなどに伴い、当該手続きに係る認定申請等の手数料を定めるとともに、当該認定にかかる一部の手数料の額を見直す。
- また、条例に定めている手数料の対象事務の根拠となる法令において項ずれが生じたことから、関係条文の整理と併せて、条例の一部を改正するもの。

3 改正の内容

(1) 「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」の改正に伴うもの

ア これまでの経過

国は、2025年度までに全ての建築物に省エネルギー基準への適合を義務化するとともに、2030年度以降新築される建築物について ZEH^{※1}・ZEB^{※2} 基準の省エネルギー性能確保を目指し、誘導基準の引き上げや、省エネルギー基準の段階的な水準の引き上げを2030年度までに実施することとしている。その一環として、「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等」を制定し、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」の一部改正を行った。

※1 ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）：

外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ、大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅のこと

※2 ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）：

快適な屋内空間を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと

イ 省令の改正概要

(ア) 住宅（低炭素住宅認定・省エネ消費性能計画認定）について仕様基準を新設

特に着工件数の多い住宅について、省エネ計算によらず ZEH 水準の省エネ性能の適合確認が可能となる仕様基準（誘導仕様基準）を新たに設定する。

低炭素住宅認定・ 省エネ消費性能計画 認定		戸建住宅・共同住宅	
		標準計算 (パソコン等で精緻に評価)	仕様基準 (住戸の各部位・設備の仕様により基準適否を判断)
ZEH水準 (誘導基準)	UA ^{※3} ≤0.60 BEI ^{※4} ≤0.8	○	× ⇒ ○

※3 UA:外皮性能基準

※4 BEI:一次エネルギー消費量基準

新設(2022.11.7~)

(イ) 省令の施行期日

令和4年11月7日

ウ 条例の改正内容

(ア) 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料

a 新たに定めるもの

<誘導仕様基準>【新設】

誘導仕様基準の場合		適合証なし	適合証あり	
区 分		金 額	金 額	
(ア)一戸建て住宅の場合		17,100	4,600	
(イ)共同住宅の 住棟全体の 場合	共用 部分 の 床 面 積 の 合 計	(a) 300㎡以内 1戸	124,100	13,800
		1戸を超え5戸以下	139,100	18,400
		5戸を超え10戸以下	153,600	24,900
		10戸を超え25戸以下	173,900	35,400
		25戸を超え50戸以下	208,000	53,200
		50戸を超え100戸以下	259,900	87,900
		100戸を超え200戸以下	324,800	133,900
		200戸を超え300戸以下	388,500	166,700
		300戸を超えるもの	427,200	177,200
		(b)300㎡を超え 2,000㎡以下	(a)の区分による 金額+69,500	(a)の区分による 金額+17,000
		(c)2,000㎡を超え 5,000㎡以下	(a)の区分による 金額+167,900	(a)の区分による 金額+69,500
(d)5,000㎡を超え 10,000㎡以下	(a)の区分による 金額+246,000	(a)の区分による 金額+115,500		
(e)10,000㎡を超え 25,000㎡以下	(a)の区分による 金額+314,900	(a)の区分による 金額+148,300		
(f)25,000㎡ を超えるもの	(a)の区分による 金額+384,500	(a)の区分による 金額+187,600		
(ウ)複合建築物 又は住宅以外の 用途を有する一 戸建て住宅の建 築物全体の 場合	1件	(イ)+(エ) 一戸建て住宅 の場合は (ア)+(エ)	(イ)+(エ) 一戸建て住宅 の場合は (ア)+(エ)	

<誘導仕様基準（変更）> 【新設】

誘導仕様基準の場合(変更)		適合証なし	適合証あり	
区 分		金 額	金 額	
(ア)一戸建て住宅の場合		8,500	2,300	
(イ)共同住宅 の住棟全体の 場合	共用 部分 の 床 面 積 の 合 計	(a) 300㎡以内 1戸	115,500	11,500
		1戸を超え5戸以下	123,000	13,800
		5戸を超え10戸以下	130,300	17,000
		10戸を超え25戸以下	140,400	22,300
		25戸を超え50戸以下	157,500	31,200
		50戸を超え100戸以下	183,400	48,500
		100戸を超え200戸以下	215,900	71,500
		200戸を超え300戸以下	247,700	87,900
		300戸を超えるもの	267,100	93,200
		(b)300㎡を超え 2,000㎡以下	(a)の区分による 金額+69,500	(a)の区分による 金額+17,000
(c)2,000㎡を超え 5,000㎡以下	(a)の区分による 金額+167,900	(a)の区分による 金額+69,500		
(d)5,000㎡を超え 10,000㎡以下	(a)の区分による 金額+246,000	(a)の区分による 金額+115,500		
(e)10,000㎡を超え 25,000㎡以下	(a)の区分による 金額+314,900	(a)の区分による 金額+148,300		
(f)25,000㎡を超えるもの	(a)の区分による 金額+384,500	(a)の区分による 金額+187,600		
(ウ)複合建築物又は住宅以外 の用途を有する一戸建て 住宅の建築物 全体の場合	1件	(イ)+(エ) 一戸建て住宅 の場合は (ア)+(エ)	(イ)+(エ) 一戸建て住宅 の場合は (ア)+(エ)	

b 従来の金額を見直すもの

その他関連項目の手数料の金額を見直す（所要の整備）
（新旧対照表参照）

(イ) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料

a 新たに定めるもの

<新築等 仕様基準> 【新設】

誘導仕様基準の場合		適合証なし	適合証あり
区 分		金 額	金 額
一戸建て住宅	200㎡未満	17,000	4,600
	200㎡以上	18,400	4,600
共同住宅等	300㎡未満	32,100	9,200
	300㎡以上2,000㎡未満	55,800	19,700
	2,000㎡以上5,000㎡未満	101,000	43,900
	5,000㎡以上	152,900	78,700

<新築等 仕様基準（変更）> 【新設】

誘導仕様基準の場合(変更)		適合証なし	適合証あり
区 分		金 額	金 額
一戸建て住宅	200㎡未満	8,500	2,300
	200㎡以上	9,200	2,300
共同住宅等	300㎡未満	16,000	4,600
	300㎡以上2,000㎡未満	27,900	9,800
	2,000㎡以上5,000㎡未満	50,500	21,900
	5,000㎡以上	76,400	39,300

- b 従来の金額を見直すもの
 その他関連項目の手数料の金額を見直す（所要の整備）
 （新旧対照表参照）

(2) 建築基準法の改正に伴うもの

ア これまでの経過

国は、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、建築物分野における省エネ対策を加速するため、改正建築基準法を令和4年6月17日に公布し、既存建築物の省エネ改修や省エネ設備の設置等について、建築物の形態制限の緩和に係る手続きを合理化した。

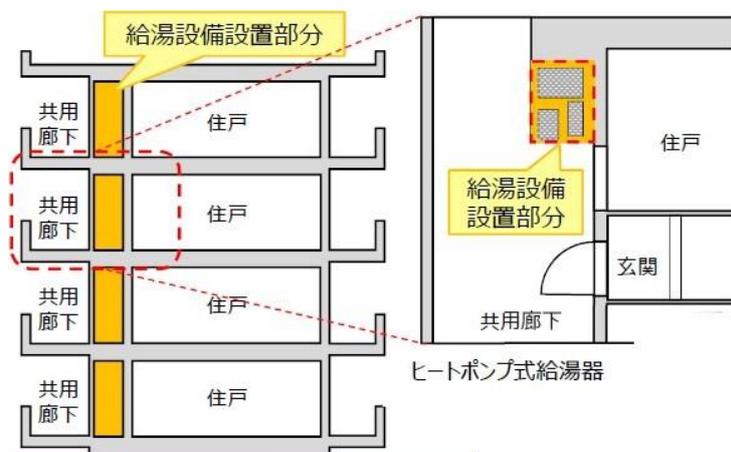
イ 法の改正概要

(ア) 改正内容

既存建築物の省エネ化に係る形態制限の合理化

a 【手続きの円滑化】
 住宅等における機械室等の容積率不算入に係る認定（建築審査会の同意不要）

既存建築物の省エネ化のため、住宅又は老人ホーム等に、一般的な給湯設備に比べて大きい高効率給湯設備等を設置する機械室等の場合



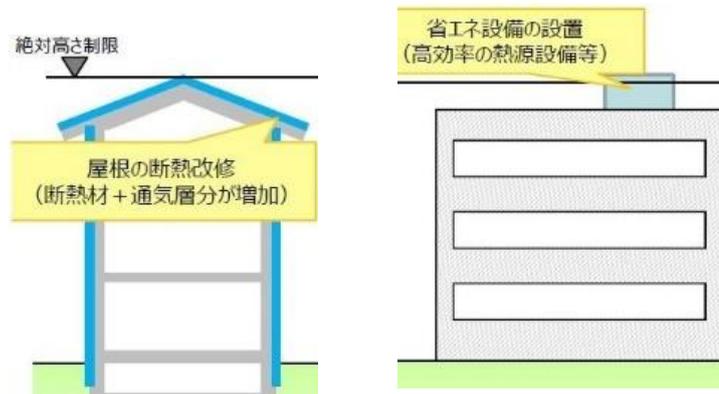
b 【創 設】 建築物の構造上やむを得ない場合における容積率及び建蔽率の制限に係る許可（例外許可により可）

既存建築物の省エネ化のため、外壁の断熱改修や日射遮蔽の庇を設置する場合



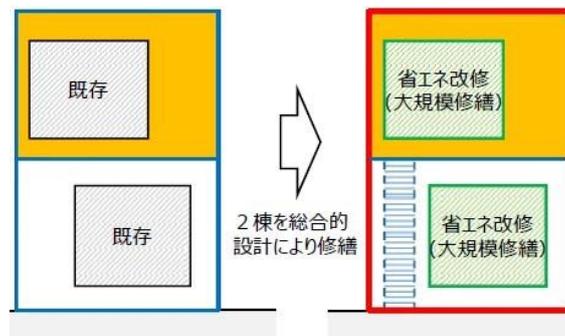
c 【創 設】 建築物の構造上やむを得ない場合における高さ制限に係る許可（例外許可により可）

既存建築物の省エネ化のため、屋根断熱改修や屋上に省エネ設備を設置する場合



d 【拡 大】 一の敷地とみなすこと等による制限の緩和における対象行為（認定対象に大規模な修繕・模様替えを追加）

「一敷地に一建築物が立地」する原則ではなく、特例として、「一敷地に複数の建築物が立地」を認定し、容積率や建蔽率等の制限が緩和されている既存建築物の省エネ化のため、大規模な修繕や模様替えを行う場合



- (イ) 法の施行期日
令和5年4月1日

ウ 条例の改正内容

- (ア) 新たに定めるもの

手数料の種類		金額
1	建築物の延べ面積の特例認定申請手数料	25,800円
2	建築物の延べ面積の特例許可申請手数料	154,200円
3	建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	32,600円
4	建築物の高さの許可申請手数料	154,200円
5	高度地区における建築物の高さの特例許可申請手数料	154,200円
6	一団地内の建築物の特例認定申請手数料 (対象行為) 大規模な修繕、模様替え	建築物数が1又は2である場合 63,600円
		建築物数が3以上である場合 63,600円 + (1を超える建築物数) × 23,700円
7	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料 (対象行為) 大規模な修繕、模様替え	建築物数(既存建築物を除く)が1である場合 63,600円
		建築物数が2以上である場合 63,600円 + (2を超える建築物数) × 23,700円
8	一団地内の建築物の容積率、各部分の高さ又は高さの特例許可申請手数料 (対象行為) 大規模な修繕、模様替え	建築物数が1又は2である場合 199,100円
		建築物数が3以上である場合 199,100円 + (2を超える建築物数) × 23,700円
9	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の容積率、各部分の高さ又は高さの特例許可申請手数料 (対象行為) 大規模な修繕、模様替え	建築物数(既存建築物を除く)が1である場合 199,100円
		建築物数が2以上である場合 199,100円 + (2を超える建築物数) × 23,700円
10	一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料 (対象行為) 大規模な修繕、模様替え	建築物数(一敷地内認定建築物を除く)が1である場合 63,600円
		建築物数が2以上である場合 63,600円 + (2を超える建築物数) × 23,700円
11	一敷地内認定建築物以外の建築物の容積率、各部分の高さ又は高さの特例許可申請手数料 (対象行為) 大規模な修繕、模様替え	建築物数(一敷地内認定建築物を除く)が1である場合 199,100円
		建築物数が2以上である場合 199,100円 + (2を超える建築物数) × 23,700円
12	一敷地内許可建築物以外の建築物の容積率、各部分の高さ又は高さの特例許可申請手数料 (対象行為) 大規模な修繕、模様替え	建築物数(一敷地内許可建築物を除く)が1である場合 199,100円
		建築物数が2以上である場合 199,100円 + (2を超える建築物数) × 23,700円

- (イ) 従来金額を見直すもの
その他関連項目の手数料の金額を見直す(所要の整備)
(新旧対照表参照)

(ウ) 関係条文の整理を行うもの

手数料の種類	関係条文	
	改正後	改正前
建築物の高さの許可申請手数料	法第 55 条第 4 項各号	法第 55 条第 3 項各号

4 条例の施行期日

(1) 「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」の改正に伴うもの
公布の日

(2) 建築基準法の改正に伴うもの
令和 5 年 4 月 1 日

5 条例新旧対照表

(1) 改正条例 第1条 (公布の日施行)

長崎市手数料条例 (平成12年長崎市条例第6号) の一部を改正する条例

改正前					改正後								
○長崎市手数料条例 (趣旨) 第1条 略 (手数料の種類及び額) 第2条 手数料(次項に規定するものを除く。)は、別表第1のとおりとする。 2 略 別表第一					○長崎市手数料条例 (趣旨) 第1条 略 (手数料の種類及び額) 第2条 手数料(次項に規定するものを除く。)は、別表第1のとおりとする。 2 略 別表第一								
手数料の種類	区分			単位	金額	手数料の対象事務の根拠となる法令等	手数料の種類	区分			単位	金額	手数料の対象事務の根拠となる法令等
(211) 低炭素建築物	ア 都市の低炭素化	(ア)一戸建て住宅 (住宅以	a 建築物のエネルギー消費	1 件	3 万 3,500	低炭素化促進法第53条第	(211) 低炭素建築物	ア 都市の低炭素化	(ア)一戸建て住宅 (住宅以	a 建築物のエネルギー消費	1 件	3 万 9,000	低炭素化促進法第53条第

新築等 計画の 認定申 請手数 料	の促進 に 関する 法律 (平成 24年 法律第8 4号。 以下「 低炭素 化促進 法」と いう。)第5 4条第 2項に 規定す る申出 がない 場合	外の用途 に供する 部分を有 するもの を含む。 以下同じ 。)の住宅 のみの場 合(ただ し、住宅 以外の用 途に供す る部分を 有する一 戸建て住 宅の建築 物の全体 の申請を 併せて行	性能の向 上に関する 法律 (平成2 7年法 律第53 号。以下 「建築物 省エネ法 という。) 第15条 第1項に 規定する 登録建築 物エネル ギー消費 性能判定 機関、品 確法第5			1項	新築等 計画の 認定申 請手数 料	の促進 に 関する 法律 (平成 24年 法律平 成第8 4号。 以下「 低炭素 化促進 法」と いう。)第5 4条第 2項に 規定す る申出 がない	外の用途 に供する ものを含 む。以下 同じ。)の住宅の みの場合 (ただし、 住宅以 外の用途に 供する部 分を有す る一戸建 て住宅の 建築物の 全体の申 請を併せ て行う場	性能の向 上に関する 法律 (平成2 7年法 律第53 号。以下 「建築物 省エネ法 という。) 第15条 第1項に 規定する 登録建築 物エネル ギー消費 性能判定 機関、品 確法第5			1項
-------------------------------	---	---	---	--	--	----	-------------------------------	---	---	---	--	--	----

		う場合に あっては 、(ウ)の 規定によ る。)	条第1項 に規定す る登録住 宅性能評 価機関又 は建築基 準法第 77条の 21第1 項に規定 する指定 確認検査 機関が当 該計画が 低炭素化 促進法第 54条第 1項各号 に掲げる					場合	合にあっ ては、(ウ)の規 定による 。)	条第1項 に規定す る登録住 宅性能評 価機関又 は建築基 準法第 77条の 21第1 項に規定 する指定 確認検査 機関が当 該計画が 低炭素化 促進法第 54条第 1項各号 に掲げる			
--	--	--------------------------------------	---	--	--	--	--	----	--------------------------------	---	--	--	--

			基準に適合していることを証する書類（以下この号及び次号において「適合証」という。）の提出がない場合であつて、 <u>評価手法が性能基準</u> のとき						基準に適合していることを証する書類（以下この号及び次号において「適合証」という。）の提出がない場合			
			b <u>適合証の提出がない</u>	<u>1件</u>	<u>17,100</u>				(新設)			

			もので評 価手法が 仕様基準 のとき		
		c	適合証の 提出があ る場合	1件	4,600
(イ)共同 住宅等の 住棟全体 の場合	a	(a) 当該 共同住 宅等の 共用部 分の床 面積の 合計（ 以下 この号 におい て「共 用部分			

		b	適合証の 提出があ る場合	1件	5,000
(イ)共同 住宅等の 住棟全体 の場合	a	(a) 当該 共同住 宅等の 共用部 分の床 面積の 合計（ 以下 この号 におい て「共 用部分			

で
あ
っ
て
、
評
価
手
法
が
性
能
基
準
の
と
き

床面積
」とい
う。)
が30
0平方
メートル
以内
の場合
は、当
該共同
住宅等
の住戸
の数の
合計（
以下
この号
及び次
号にお
いて「

床面積
」とい
う。)
が30
0平方
メートル
以内
の場合
は、当
該共同
住宅等
の住戸
の数の
合計（
以下
この号
及び次
号にお
いて「

		共同住宅等住戸数」という。)に じ、次 に掲げ る区分	I	1 件	<u>14 万 500</u>
			1 戸 の場 合		
			II	1 件	<u>17 万 4,600</u>
			1 戸を 超え 5 戸以下 の場 合		
		III	1 件	<u>20 万 2,100</u>	

		共同住宅等住戸数」という。)に じ、次 に掲げ る区分	I	1 件	16 万 5,000
			1 戸 の場 合		
			II	1 件	20 万 5,000
			1 戸を 超え 5 戸以下 の場 合		
		III	1 件	23 万 8,000	

5 戸を 超え1 0 戸以 下の場 合	IV	1 件	<u>24 万 900</u>
10 戸 を超え 25 戸 以下の 場合	V	1 件	<u>29 万 9,300</u>
25 戸 を超え 50 戸 以下の 場合	VI	1 件	<u>38 万 2,600</u>
50 戸			

5 戸を 超え1 0 戸以 下の場 合	IV	1 件	28 万 3,000
10 戸 を超え 25 戸 以下の 場合	V	1 件	35 万 2,000
25 戸 を超え 50 戸 以下の 場合	VI	1 件	45 万 1,000
50 戸			

を超え 100 戸以下 の場合 VII	1件	<u>48万400</u>
100 戸を超 え20 0戸以 下の場 合 VIII	1件	<u>59万6,500</u>
200 戸を超 え30 0戸以 下の場 合 IX	1件	<u>68万1,800</u>

を超え 100 戸以下 の場合 VII	1件	56万6,000
100 戸を超 え20 0戸以 下の場 合 VIII	1件	70万3,000
200 戸を超 え30 0戸以 下の場 合 IX	1件	80万3,000

300 戸を超 える 場合		
(b) 共用 部分床 面積が 300 平方メ ートル を超え 2,0 00 平方メ ートル 以内の 場合は、 共同住	1件	共同住宅等住 戸数に応じ、 (イ) a (a)に 掲げる区分に よる金額（以下 この号におい て「(イ)a (a)の規定によ る金額」とい う。）に <u>6万</u> <u>9,500円</u> を加算 した金額

300 戸を超 える 場合		
(b) 共用 部分床 面積が 300 平方メ ートル を超え 2,0 00 平方メ ートル 以内の 場合は、 共同住	1件	共同住宅等住 戸数に応じ、 (イ) a (a)に 掲げる区分に よる金額（以下 この号におい て「(イ)a (a)の規定によ る金額」とい う。）に <u>8万</u> <u>2,000円</u> を加算 した金額

宅等住 戸数に 応じ、 (イ) a (a)に掲 げる区 分		
(c) 共用 部分床 面積が 2,00 0平方 メートル を超 え5, 000 平方メ ートル 以内の	1件	共同住宅等住 戸数に応じ、 (イ) a (a)の 規定による金 額に <u>16万</u> <u>7,900円</u> を加算 した金額

宅等住 戸数に 応じ、 (イ) a (a)に掲 げる区 分		
(c) 共用 部分床 面積が 2,00 0平方 メートル を超 え5, 000 平方メ ートル 以内の	1件	共同住宅等住 戸数に応じ、 (イ) a (a)の 規定による金 額に <u>19万</u> <u>8,000円</u> を加算 した金額

場合 は、共 同住宅 等住戸 数に応 じ、(a (a)に掲 げる区 分		
(d) 共用 部分床 面積が 5,00 0平方 メート ルを超 え1万 平方メ ートル	1件	共同住宅等住 戸数に応じ、 (イ) a (a)の 規定による金 額に <u>24万</u> <u>6,000円</u> を加算 した金額

場合 は、共 同住宅 等住戸 数に応 じ、(a (a)に掲 げる区 分		
(d) 共用 部分床 面積が 5,00 0平方 メート ルを超 え1万 平方メ ートル	1件	共同住宅等住 戸数に応じ、 (イ) a (a)の 規定による金 額に <u>29万円</u> を加算した金 額

以内の 場合は、 共同住 宅等住 戸数に 応じ、 (イ) a (a)に 掲げる 区分		
(e) 共用 部分床 面積が 1 万平 方メー トルを 超え2 万5,0 00平	1 件	共同住宅等住 戸数に応じ、 (イ) a (a)の 規定による金 額に <u>31 万</u> <u>4,900 円</u> を加算 した金額

以内の 場合は、 共同住 宅等住 戸数に 応じ、 (イ) a (a)に 掲げる 区分		
(e) 共用 部分床 面積が 1 万平 方メー トルを 超え2 万5,0 00平	1 件	共同住宅等住 戸数に応じ、 (イ) a (a)の 規定による金 額に <u>37 万</u> <u>1,000 円</u> を加算 した金額

方メートル以内の場合、共同住宅等住戸数に応じ、(イ) a (a)に掲げる区分		
(f) 共用部分床面積が2万5,000平方メートル	1件	共同住宅等住戸数に応じ、(イ) a (a)の規定による金額に <u>38万4,500円</u> を加算した金額

方メートル以内の場合、共同住宅等住戸数に応じ、(イ) a (a)に掲げる区分		
(f) 共用部分床面積が2万5,000平方メートル	1件	共同住宅等住戸数に応じ、(イ) a (a)の規定による金額に <u>45万3,000円</u> を加算した金額

	を超える場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ) a (a)に掲げる区分		
<u>b</u> <u>適</u> <u>合</u> <u>証</u> <u>の</u> <u>提</u> <u>出</u> <u>が</u> <u>な</u>	(a) 共用部分床面積が <u>300</u> 平方メートル以内の場合、 <u>共同住</u>		

			を超える場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ) a (a)に掲げる区分		
	(新設)				

い 場 合 で あ つ て 、 評 価 手 法 が 誘 導 基 準 の と	宅等住 戸数に 応じ、 次に掲 げる区 分		
	I 1 戸の 場合	1 件	12 万 4,100
	II 1 戸を 超え 5 戸以下 場合	1 件	13 万 9,100
	III 5 戸を 超え 1 0 戸以 下の場	1 件	15 万 3,600

き	合		
	IV	1件	17万3,900
	10戸		
	を超え		
	25戸		
	以下の		
場合			
V	1件	20万8,000	
25戸			
を超え			
50戸			
以下の			
場合			
VI	1件	25万9,900	
50戸			
を超え			
100			
戸以下			
の場合			

VII	1件	32万4,800
100		
戸を超		
え20		
0戸		
以下の		
場合		
VIII	1件	38万8,500
200		
戸を超		
え30		
0戸以		
下の場		
合		
IX	1件	42万7,200
300		
戸を超		
える場		
合		

(b) 共用	1件	共同住宅等住
部分床		戸数に応じ、
面積が		(イ) b (a)に
300		掲げる区分
平方メ		による金額
ートル		(以下この号
を超え		において「(イ)
2,0		b (a)の規定に
00平		よる金額」とい
方メー		う。)に
トル以		6万9,500円
内の場		を加算した金
合は、		額
共同住		
宅等住		
戸数に		
応じ		
、(イ)		
b (a)		

に掲げ る区分		
(c) 共用 部分床 面積が 2,00 0平方 メートルを 超え5,0 00平方 メートル以 内の場 合は、 共同住 宅等住 戸数に 応じ、	1件	共同住宅等住 戸数に応じ、 (イ) b (a)の 規定による金 額に16万 7,900円を加 算した金額

(イ)b (a) に 掲げる 区分		
(d) 共用 部分床 面積が 5,00 0平方 メートルを 超え1万 平方メ ートル 以内の 場合は、共 同住宅 等住戸	1件	共同住宅等住 戸数に応じ、 (イ)b (a)の 規定による金 額に24万 6,000円を加算 した金額

数に 応じ、 (イ)b (a) に掲げ る区分		
(e) 共用 部分床 面積が 1 万平 方メー トルを 超え 2 万 5, 0 0 0 平 方メー トル以 内の場 合は、 共同住	1 件	共同住宅等住 戸数に応じ、 (イ)b (a)の 規定による金 額に 31 万 4,900 円を加算 した金額

宅等住 戸数に 応じ、 (イ)		
b (a) に 掲げる 区分		
(f) 共用 部分床 面積が 2万5、 000 平方メ ートル を超え る場合 は、共 同住宅 等住戸	1件	共同住宅等住 戸数に応じ、 (イ)b (a)の 規定による金 額に38万 4,500円を加算 した金額

	数に応じ、(イ)		
	b (a) に掲げる区分		
c	(a) 共用部分床面積が300平方メートル以内の場合、共同住宅等住戸数に応じ、次に掲げる区		円

b	(a) 共用部分床面積が300平方メートル以内の場合、共同住宅等住戸数に応じ、次に掲げる区		円

分		
I	1 件	<u>1 万 3,800</u>
1 戸の 場合		
II	1 件	<u>1 万 8,400</u>
1 戸を 超え 5 戸以下 場合		
III	1 件	<u>2 万 4,900</u>
5 戸を 超え 1 0 戸以 下の場 合		
IV	1 件	<u>3 万 5,400</u>
1 0 戸 を超え 2 5 戸		

分		
I	1 件	1 万 5,000
1 戸の 場合		
II	1 件	2 万
1 戸を 超え 5 戸以下 場合		
III	1 件	2 万 8,000
5 戸を 超え 1 0 戸以 下の場 合		
IV	1 件	4 万
1 0 戸 を超え 2 5 戸		

以下の 場合		
V 25戸 を超え 50戸 以下の 場合	1件	<u>5万3,200</u>
VI 50戸 を超え 100 戸以下 の場合	1件	<u>8万7,900</u>
VII 100 戸を超 え20 0戸	1件	<u>13万3,900</u>

以下の 場合		
V 25戸 を超え 50戸 以下の 場合	1件	6万1,000
VI 50戸 を超え 100 戸以下 の場合	1件	10万2,000
VII 100 戸を超 え20 0戸	1件	15万7,000

以下の 場合		
VIII 200 戸を超 え30 0戸以 下の場 合	1件	<u>16万6,700</u>
IX 300 戸を超 える場 合	1件	<u>17万7,200</u>
(b) 共用 部分床 面積が 300 平方メ	1件	共同住宅等住 戸数に応じ、 <u>(イ)c(a)</u> に 掲げる区分に よる金額（以

以下の 場合		
VIII 200 戸を超 え30 0戸以 下の場 合	1件	19万5,000
IX 300 戸を超 える場 合	1件	20万8,000
(b) 共用 部分床 面積が 300 平方メ	1件	共同住宅等住 戸数に応じ、 <u>(イ)b(a)</u> に 掲げる区分に よる金額（以

<p>一ト ルを 超え 2,0 00平 方メ ー トル 以 内 の 場 合 は、 共 同 住 宅 等 住 戸 数 に 応 じ、 (イ)c (a)に 掲 げ る 区 分</p>		<p>下この号において「(イ)c (a)の規定による金額」という。)に 1万7,000円を加算した金額</p>
<p>(c) 共用 部分床 面積が</p>	<p>1件</p>	<p>共同住宅等住戸数に応じ、 (イ)c(a)の</p>

<p>一ト ルを 超え 2,0 00平 方メ ー トル 以 内 の 場 合 は、 共 同 住 宅 等 住 戸 数 に 応 じ、 (イ)b (a)に 掲 げ る 区 分</p>		<p>下この号において「(イ)b (a)の規定による金額」という。)に 2万円を加算した金額</p>
<p>(c) 共用 部分床 面積が</p>	<p>1件</p>	<p>共同住宅等住戸数に応じ、 (イ)b(a)の</p>

2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合、共同住宅等住戸数に応じ、 <u>(イ)c</u> <u>(a)</u> に掲げる区分		規定による金額に <u>6万9,500円</u> を加算した金額
(d) 共用	1件	共同住宅等住

2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合、共同住宅等住戸数に応じ、 <u>(イ)b</u> <u>(a)</u> に掲げる区分		規定による金額に8万2,000円を加算した金額
(d) 共用	1件	共同住宅等住

部分床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、 <u>(イ)c(a)</u> に掲げる区分	戸数に応じ、 <u>(イ)c(a)</u> の規定による金額に <u>11万5,500円</u> を加算した金額
---	--

部分床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、 <u>(イ)b(a)</u> に掲げる区分	戸数に応じ、 <u>(イ)b(a)</u> の規定による金額に <u>13万7,000円</u> を加算した金額
---	--

(e) 共用 部分床 面積が 1 万平 方メー トルを 超え 2 万 5, 0 0 0 平 方メー トル以 内の場 合は、 共同住 宅等住 戸数に 応じ、 <u>(イ)</u> <u>c(a)</u> に	1 件	共同住宅等住 戸数に応じ、 <u>(イ)c(a)</u> の 規定による金 額に <u>14 万</u> <u>8,300 円</u> を加算 した金額
--	-----	--

(e) 共用 部分床 面積が 1 万平 方メー トルを 超え 2 万 5, 0 0 0 平 方メー トル以 内の場 合は、 共同住 宅等住 戸数に 応じ 、 <u>(イ)</u> <u>b(a)</u> に	1 件	共同住宅等住 戸数に応じ、 <u>(イ)b(a)</u> の 規定による金 額に <u>17 万</u> <u>5,000 円</u> を加算 した金額
---	-----	--

掲げる 区分		
(f) 共用 部分床 面積が 2万5, 000 平方メ ートル を超え る場合 は、共 同住宅 等住戸 数に応 じ、(イ) c(a)に 掲げる 区分	1件	共同住宅等住 戸数に応じ、 (イ)c(a)の 規定による金 額に <u>18万</u> <u>7,600円</u> を加算 した金額

掲げる 区分		
(f) 共用 部分床 面積が 2万5, 000 平方メ ートル を超え る場合 は、共 同住宅 等住戸 数に応 じ、(イ) b(a)に 掲げる 区分	1件	共同住宅等住 戸数に応じ、 (イ)b(a)の 規定による金 額に <u>22万</u> <u>2,000円</u> を加算 した金額

(ウ) 共同住宅等と住宅以外の用途に供する部分を有する建築物 (以下「複合建築物」という。) 又は住宅以外の用途に供する部分を有する一戸建て住宅の建築物の全体		1件 複合建築物における共同住宅等の部分の共用部分を共同住宅等の共用部分とみなして適用する (イ)に掲げる区分による金額(住宅以外の用途に供する部分を有する一戸建て住宅の場合にあっては、(ア)に掲げる区分による金額)に、複合建築物又は一戸建て住宅
---	--	--

(ウ) 共同住宅等と住宅以外の用途に供する建築物 (以下「複合建築物」という。) 又は住宅以外の用途に供する部分を有する一戸建て住宅の建築物の全体		1件 複合建築物における共同住宅等の部分の共用部分を共同住宅等の共用部分とみなして適用する (イ)に掲げる区分による金額(住宅以外の用途に供する部分を有する一戸建て住宅の場合にあっては、(ア)に掲げる区分による金額)に、複合建築物又は一戸建て住宅
---	--	--

の場合			の住宅以外の用途に供する部分を1棟の建築物とみなして適用する(エ)に掲げる区分による金額を加算した金額
(エ)住宅の部分を有しない建築物(以下「非住宅建築物」という。)の全体的場合	a 適 合 証 の 提 出 が な い	1棟の建築物の床面積の合計に 応じ、次に掲げる区分	

の場合			の住宅以外の用途に供する部分を1棟の建築物とみなして適用する(エ)に掲げる区分による金額を加算した金額
(エ)住宅の部分を有しない建築物(以下「非住宅建築物」という。)の全体的場合	a 適 合 証 の 提 出 が な い	1棟の建築物の床面積の合計に 応じ、次に掲げる区分	

	場 合	(a) 3 0 0 平方 メートル以内	1 件	23 万 6,300 円 (ただし、低炭 素化促進法第 5 4 条第 1 項 第 1 号に規定 する国土交通 大臣が定める 基準により、外 壁、窓等を通し ての熱の損失 の防止に關す る基準が適用 されない非住 宅建築物（以下 「外皮性能の 基準を適用し ないもの」とい
--	--------	---------------------------	-----	---

	場 合	(a) 3 0 0 平方 メートル以内	1 件	27 万 8,000 円 (ただし、低炭 素化促進法第 5 4 条第 1 項 第 1 号に規定 する国土交通 大臣が定める 基準により、外 壁、窓等を通し ての熱の損失 の防止に關す る基準が適用 されない非住 宅建築物（以下 「外皮性能の 基準を適用し ないもの」とい
--	--------	---------------------------	-----	---

			う。) にあっては、 <u>10 万 7,000 円</u>)
(b) 3 0	1 件	37 万 6,600 円	(ただし、外皮性能の基準を適用しないものにあつては、 <u>17 万 6,500 円</u>)
0 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内の場合			
(c) 2,000 平方メートルを超え 5,000	1 件	53 万 6,000 円	(ただし、外皮性能の基準を適用しないものにあつては、 <u>27 万 4,900</u>

			う。) にあっては、 <u>12 万 6,000 円</u>)
(b) 3 0	1 件	44 万 4,000 円	(ただし、外皮性能の基準を適用しないものにあつては、 <u>20 万 8,000 円</u>)
0 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内の場合			
(c) 2,000 平方メートルを超え 5,000	1 件	63 万 2,000 円	(ただし、外皮性能の基準を適用しないものにあつては、 <u>32 万 4,000</u>

	平方メートル以内の場合		円)
(d) 5,000	平方メートルを超え1万平方メートル以内の場合	1件	65万7,500円 (ただし、外皮性能の基準を適用しないものにあつては、 <u>35万3,000円</u>)
(e) 1万	平方メートルを超え2万5,000	1件	77万4,900円 (ただし、外皮性能の基準を適用しないものにあつては、 <u>42万1,900円</u>)

	平方メートル以内の場合		円)
(d) 5,000	平方メートルを超え1万平方メートル以内の場合	1件	77万5,000円 (ただし、外皮性能の基準を適用しないものにあつては、 <u>41万6,000円</u>)
(e) 1万	平方メートルを超え2万5,000	1件	91万3,000円 (ただし、外皮性能の基準を適用しないものにあつては、 <u>49万7,000円</u>)

		平方メートル以内の場合 (f) 2万5,000平方メートルを超える場合	1件	88万4,500円 (ただし、外皮性能の基準を適用しないものにあつては、 <u>49万1,500円</u>)
	b 適合証の提出が	1棟の建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分		円

		平方メートル以内の場合 (f) 2万5,000平方メートルを超える場合	1件	104万2,000円 (ただし、外皮性能の基準を適用しないものにあつては、57万9,000円)
	b 適合証の提出が	1棟の建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分		円

	ある場合	(a) 300平方メートル以内の場合	1件	<u>9,200</u>
		(b) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	1件	<u>2万6,200</u>

	ある場合	(a) 300平方メートル以内の場合	1件	1万
		(b) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	1件	3万

	(c) 2, 0 0 0 平 方メー トルを 超え5, 0 0 0 平方メ ートル 以内の 場合	1 件	<u>7 万 8, 700</u>
	(d) 5, 0 0 0 平 方メー トルを 超え1 万平方 メート ル以内 の場合	1 件	<u>12 万 4, 700</u>

	(c) 2, 0 0 0 平 方メー トルを 超え5, 0 0 0 平方メ ートル 以内の 場合	1 件	9 万 2, 000
	(d) 5, 0 0 0 平 方メー トルを 超え1 万平方 メート ル以内 の場合	1 件	14 万 7, 000

		(e) 1 万 平方メ ートル を超え 2 万 5, 0 0 0 平方メ ートル 以内の 場合	1 件	<u>15 万 7,500</u>
		(f) 2 万 5,00 0 平方 メート ルを超 える場 合	1 件	<u>19 万 6,800</u>
イ 低 炭素化	(ア) 一 戸建て住		1 件	第 1 5 0 号に 掲げる区分に

		(e) 1 万 平方メ ートル を超え 2 万 5, 0 0 0 平方メ ートル 以内の 場合	1 件	18 万 5,000
		(f) 2 万 5,00 0 平方 メート ルを超 える場 合	1 件	23 万 2,000
イ 低 炭素化	(ア) 一 戸建て住		1 件	第 1 5 0 号に 掲げる区分に

促進法 第54 条第2 項に規 定する 申出が あった 場合	宅の住宅 のみの場 合（ただ し、住宅 以外の用 途に供す る部分を 有する一 戸建て住 宅の建築 物の全体 の申請を 併せて行 う場合に あって は、(ウ) の規定に よる。）			よる金額（建築 設備の設置が ある場合に あっては、第2 00号に掲げ る区分による 金額を加算し た金額）にア （ア）に掲げる 区分による金 額を加算した 金額
(イ) 共			1件	第150号に

促進法 第54 条第2 項に規 定する 申出が あった 場合	宅の住宅 のみの場 合（ただ し、住宅 以外の用 途に供す る部分を 有する一 戸建て住 宅の建築 物の全体 の申請を 併せて行 う場合に あって は、(ウ) の規定に よる。）			よる金額（建築 設備の設置が ある場合に あっては、第2 00号に掲げ る区分による 金額を加算し た金額）にア （ア）に掲げる 区分による金 額を加算した 金額
(イ) 共			1件	第150号に

同住宅等の住棟全体のの場合			掲げる区分による金額（建築設備の設置がある場合においては、第200号に掲げる区分による金額を加算した金額）にア（イ）に掲げる区分による金額を加算した金額
(ウ) 複合建築物又は住宅以外の用途に供		1件	第150号に掲げる区分による金額（建築設備の設置がある場合においては、第2

同住宅等の住棟全体のの場合			掲げる区分による金額（建築設備の設置がある場合においては、第200号に掲げる区分による金額を加算した金額）にア（イ）に掲げる区分による金額を加算した金額
(ウ) 複合建築物又は住宅以外の用途に供		1件	第150号に掲げる区分による金額（建築設備の設置がある場合においては、第2

する部分 を有する一戸 建て住宅の建築物の 全体の 場合			00号に掲げる区分による金額を加算した金額) にア(ウ)に掲げる区分による金額を加算した金額
(エ) 非住宅建築物の 全体の 場合		1件	第150号に掲げる区分による金額(建築設備の設置がある場合においては、第200号に掲げる区分による金額を加算した金額) にア(エ)に掲げる

する部分 を有する一戸 建て住宅の建築物の 全体の 場合			00号に掲げる区分による金額を加算した金額) にア(ウ)に掲げる区分による金額を加算した金額
(エ) 非住宅建築物の 全体の 場合		1件	第150号に掲げる区分による金額(建築設備の設置がある場合においては、第200号に掲げる区分による金額を加算した金額) にア(エ)に掲げる

					区分による金額を加算した金額	
(212) 低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料	ア 低炭素化促進法第54条第2項に規定する申出がない場合	(ア)一戸建て住宅の住宅のみの場合 (ただし、住宅以外の用途に供する部分を有する一戸建て住宅の建築物の	a 適合証の提出がないもので <u>評価手法</u> が性能基準の場合	1件	円 <u>1万6,700</u>	低炭素化促進法第55条第1項
			b 適合証の提出がないもので <u>評価手法</u> が仕様基準の場合	1件	<u>8,500</u>	

					区分による金額を加算した金額	
(212) 低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料	ア 低炭素化促進法第54条第2項に規定する申出がない場合	(ア)一戸建て住宅の住宅のみの場合 (ただし、住宅以外の用途に供する部分を有する一戸建て住宅の建築物の	a 適合証の提出がない場合	1件	円 1万9,500	低炭素化促進法第55条第1項
			(新設)			

全体の申請を併せて行う場合には、(ウ)の規定による。)	c	適合証の提出がある場合	1件	2,300
(イ)共同住宅等の住棟全体の場	a	(a) 当該共同住宅等の共用部分の計画変更に係る床面積の合計の2分の1の面積(床		

全体の申請を併せて行う場合には、(ウ)の規定による。	b	適合証の提出がある場合	1件	2,500
(イ)共同住宅等の住棟全体の場	a	(a) 当該共同住宅等の共用部分の計画変更に係る床面積の合計の2分の1の面積(床		

			<p>で あ っ て 、 評 価 手 法 が 性 能 基 準 の 場 合</p>	<p>面積が 増加す る場合 にあっ ては、 これに 当該増 加する 床面積 を加算 した面 積）（以 下この 号にお いて「共 用部分 変更床 面積」 という</p>		
--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--

			<p>面積が 増加す る場合 にあっ ては、 これに 当該増 加する 床面積 を加算 した面 積）（以 下この 号にお いて「共 用部分 変更床 面積」 という</p>		
--	--	--	--	--	--

			。)が3 00平 方メー トル以 内の場 合は、共 同住宅 等住戸 数に応 じ、次 に掲げ る区分		
		I	1戸の 場合	1件	<u>12万3,700</u>
		II	1戸を 超え5 戸以下	1件	<u>14万800</u>

			。)が3 00平 方メー トル以 内の場 合は、共 同住宅 等住戸 数に応 じ、次 に掲げ る区分		
		I	1戸の 場合	1件	14万5,500
		II	1戸を 超え5 戸以下	1件	16万5,500

		の場合		
		Ⅲ	1件	<u>15万4,500</u>
		5戸を 超え1 0戸以 下の場 合		
		Ⅳ	1件	<u>17万3,900</u>
		10戸 を超え 25戸 以下の 場合		
		Ⅴ	1件	<u>20万3,100</u>
		25戸 を超え 50戸 以下の 場合		

		の場合		
		Ⅲ	1件	18万2,000
		5戸を 超え1 0戸以 下の場 合		
		Ⅳ	1件	20万4,500
		10戸 を超え 25戸 以下の 場合		
		Ⅴ	1件	23万9,000
		25戸 を超え 50戸 以下の 場合		

VI	1件	<u>24万4,800</u>
50戸		
を超え		
100		
戸以下		
の場合		
VII	1件	<u>29万3,700</u>
100		
戸を超		
え20		
0戸以		
下の場		
合		
VIII	1件	<u>35万1,700</u>
200		
戸を超		
え30		
0戸以		
下の場		

VI	1件	28万8,500
50戸		
を超え		
100		
戸以下		
の場合		
VII	1件	34万6,000
100		
戸を超		
え20		
0戸以		
下の場		
合		
VIII	1件	41万4,500
200		
戸を超		
え30		
0戸以		
下の場		

		合 IX 300 戸を 超 える場 合	1件	<u>39万4,400</u>
		(b) 共用 部分変 更床面 積が3 00平 方メー トルを 超え2, 000 平方メ ートル 以内の	1件	共同住宅等住 戸数に応じ、 (イ) a(a)に 掲げる区分に よる金額 (以下 この号におい て「(イ) a(a) の規定による 金額」という。) に <u>6万9,500</u> 円を加算した 金額

		合 IX 300 戸を 超 える場 合	1件	46万4,500
		(b) 共用 部分変 更床面 積が3 00平 方メー トルを 超え2, 000 平方メ ートル 以内の	1件	共同住宅等住 戸数に応じ、 (イ) a(a)に 掲げる区分に よる金額 (以下 この号におい て「(イ) a(a) の規定による 金額」という。) に 8万2,000 円を加算した 金額

場合は、 共同住 宅等住 戸数に 応じ、 (イ)a(a) に掲げ る区分		
(c) 共用 部分変 更床面 積が2, 0 0 0 平方メ ートル を超え 5,00 0 平方 メート	1 件	共同住宅等住 戸数に応じ、 (イ)a(a)の 規定による金 額に <u>16 万</u> <u>7,900 円</u> を加算 した金額

場合は、 共同住 宅等住 戸数に 応じ、 (イ)a(a) に掲げ る区分		
(c) 共用 部分変 更床面 積が2, 0 0 0 平方メ ートル を超え 5,00 0 平方 メート	1 件	共同住宅等住 戸数に応じ、 (イ)a(a)の 規定による金 額に <u>19 万</u> <u>8,000 円</u> を加算 した金額

ル以内 の場合 は、共 同住宅 等住戸 数に応 じ、(イ) a (a) に掲げ る区分		
(d) 共用 部分変 更床面 積が5, 0 0 0 平方メ ートル を超え 1 万	1 件	共同住宅等住 戸数に応じ、 (イ)a(a)の 規定による金 額に <u>24 万</u> <u>6,000 円</u> を加算 した金額

ル以内 の場合 は、共 同住宅 等住戸 数に応 じ、(イ) a (a) に掲げ る区分		
(d) 共用 部分変 更床面 積が5, 0 0 0 平方メ ートル を超え 1 万	1 件	共同住宅等住 戸数に応じ、 (イ)a(a)の規 定による金額 に <u>29 万円</u> を加 算した金額

平方メートル以内の場合、共同住宅等住戸数に応じ、(イ)a(a)に掲げる区分		
(e) 共用部分変更床面積が1万平方メートルを超	1件	共同住宅等住戸数に応じ、(イ)a(a)の規定による金額に <u>31万4,900円</u> を加算した金額

平方メートル以内の場合、共同住宅等住戸数に応じ、(イ)a(a)に掲げる区分		
(e) 共用部分変更床面積が1万平方メートルを超	1件	共同住宅等住戸数に応じ、(イ)a(a)の規定による金額に <u>37万1,000円</u> を加算した金額

え 2 万 5,000 平方 メートル以内 の場合 は、共 同住宅 等住戸 数に応 じ、(イ) a(a) に 掲げる 区分		
(f) 共用 部分変 更床面 積が 2 万 5 ,	1 件	共同住宅等住 戸数に応じ、 (イ)a(a)の 規定による金 額に <u>38 万</u>

え 2 万 5,000 平方 メートル以内 の場合 は、共 同住宅 等住戸 数に応 じ、(イ) a(a) に 掲げる 区分		
(f) 共用 部分変 更床面 積が 2 万 5 ,	1 件	共同住宅等住 戸数に応じ、 (イ)a(a)の規 定による金額 に 45 万

	0 0 0 平方メ ートル を超え る場合 は、共 同住宅 等住戸 数に応 じ、(イ) a(a) に 掲げる 区分		4,500 円を加算 した金額
<u>b</u> <u>適</u> <u>合</u> <u>証</u> <u>の</u> <u>提</u>	(a) 共 用部分 変更床 面積が 3 0 0 平方メ		

	0 0 0 平方メ ートル を超え る場合 は、共 同住宅 等住戸 数に応 じ、(イ) a(a) に 掲げる 区分		3,000 円を加算 した金額
	(新設)		

出 が な い 場 合 で あ っ て 、 評 価 手 法 が 仕 様 基	ートル		
	が以内の		
	な場合は		
い、共同			
場住宅等			
合住戸数			
でに応じ			
あ、次に			
っ掲げる			
て区分			
、I 1	1件	11万5,500	
評戸の場			
価合			
手II 1	1件	12万3,000	
法戸を超			
がえ5戸			
仕以下の			
様場合			
基III 5	1件	13万300	

準 の 場 合	戸を超 え10 戸以下 の場合		
	IV 1	1件	14万400
	0戸を 超え2		
	5戸以 下の場 合		
	V 2	1件	15万7,500
	5戸を 超え5		
	0戸以 下の場 合		
	VI 5	1件	18万3,400
	0戸を 超え1		

0 0 戸		
以下の		
場合		
VII 1	1 件	21 万 5,900
0 0 戸		
を超え		
2 0 0		
戸以下		
の場合		
VIII 2	1 件	24 万 7,700
0 0 戸		
を超え		
3 0 0		
戸以下		
の場合		
IX 3	1 件	26 万 7,100
0 0 戸		
を超え		
る場合		

(b) 共用	1件	共同住宅等住
部分変		戸数に応じ、
更床面		(イ) b(a)に
積が3		掲げる区分に
0 0 平		よる金額 (以下
方メー		この号におい
トルを		て「(イ) b(a)
超え		の規定による
2, 0 0		金額」という。)
0 平方		に 6 万 9,500
メー ト		円を加算した
ル以内		金額
の場合		
は、共同		
住宅等		
住戸数		
に応じ		
、(イ)		
b(a) に		

掲げる 区分		
(c) 共用 部分変 更床面 積が2, 0 0 0 平方メ ートル を超え 5,00 0 0 平 方メー トル以 内の場 合は、共 同住宅 等住戸 数に応	1件	共同住宅等住 戸数に応じ、 (イ)b(a)の 規定による金 額に16万 7,900円を加算 した金額

じ、(イ)		
b(a) に掲げる区分		
(d) 共用部分変更床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内の場合、共同住宅等	1件	共同住宅等住戸数に応じ、(イ)b(a)の規定による金額に24万6,000円を加算した金額

住戸数 に応じ 、(イ) b(a) に 掲げる 区分		
(e) 共用 部分変 更床面 積が1 万平方 メートルを 超え2万 5,000平 方メー トル以 内の場	1件	共同住宅等住 戸数に応じ、 (イ)b(a)の 規定による金 額に31万 4,900円を加算 した金額

		合は、共 同住宅 等住戸 数に応 じ、(イ) b(a) に 掲げる 区分		
		(f) 共用 部分変 更床面 積が2 万5,0 0 0 平 方メー トルを 超える 場合は 、共同	1 件	共同住宅等住 戸数に応じ、 (イ)b(a)の 規定による金 額に 38 万 4,500 円を加算 した金額

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

			住宅等 住戸数 に応じ 、(イ) b(a) に 掲げる 区分		
		c 適 合 証 の 提 出 が あ る 場	(a) 共 用部分 変更床 面積が 3 0 0 平方メ ートル 以内の 場合は 、共同 住宅等		円

		b 適 合 証 の 提 出 が あ る 場	(a) 共 用部分 変更床 面積が 3 0 0 平方メ ートル 以内の 場合は 、共同 住宅等		円

		合	住戸数 に応じ 、次に 掲げる 区分		
			I 1 戸の場 合	1 件	<u>1 万 1,500</u>
			II 1 戸を超 え5 戸 以下の 場合	1 件	<u>1 万 3,800</u>
			III 5 戸を超 え1 0 戸以下 の場合	1 件	<u>1 万 7,000</u>
			IV 1	1 件	<u>2 万 2,300</u>

		合	住戸数 に応じ 、次に 掲げる 区分		
			I 1 戸の場 合	1 件	1 万 2,500
			II 1 戸を超 え5 戸 以下の 場合	1 件	1 万 5,000
			III 5 戸を超 え1 0 戸以下 の場合	1 件	1 万 9,000
			IV 1	1 件	2 万 5,000

0 戸を 超え 2 5 戸以 下の場 合 V 2	1 件	<u>3 万 1,200</u>
5 戸を 超え 5 0 戸以 下の場 合 VI 5	1 件	<u>4 万 8,500</u>
0 戸を 超え 1 0 0 戸 以下の 場合 VII 1	1 件	<u>7 万 1,500</u>
0 0 戸		

0 戸を 超え 2 5 戸以 下の場 合 V 2	1 件	3 万 5,500
5 戸を 超え 5 0 戸以 下の場 合 VI 5	1 件	5 万 6,000
0 戸を 超え 1 0 0 戸 以下の 場合 VII 1	1 件	8 万 3,500
0 0 戸		

を超え 200 戸以下 の場合 Ⅷ 2	1件	<u>8万7,900</u>
00戸 を超え 300 戸以下 の場合 Ⅸ 3	1件	<u>9万3,200</u>
00戸 を超え る場合 (b) 共用 部分変 更床面 積が3 00平	1件	共同住宅等住 戸数に応じ、 (イ)c(a)に 掲げる区分に よる金額（以下

を超え 200 戸以下 の場合 Ⅷ 2	1件	10万2,500
00戸 を超え 300 戸以下 の場合 Ⅸ 3	1件	10万9,000
00戸 を超え る場合 (b) 共用 部分変 更床面 積が3 00平	1件	共同住宅等住 戸数に応じ、 (イ)b(a)に 掲げる区分に よる金額（以下

方メートルを超え 2,000平方メートル以内の場合 は、共同住宅等住戸数に応じ、 <u>(イ) c</u> <u>(a)</u> に掲げる区分		この号において「 <u>(イ) c(a)</u> の規定による金額」という。)に <u>1万7,000円</u> を加算した金額
(c) 共用部分変更床面	1件	共同住宅等住戸数に応じ、 <u>(イ) c(a)</u> の

方メートルを超え 2,000平方メートル以内の場合 は、共同住宅等住戸数に応じ、 <u>(イ) b</u> <u>(a)</u> に掲げる区分		この号において「 <u>(イ) b(a)</u> の規定による金額」という。)に2万円を加算した金額
(c) 共用部分変更床面	1件	共同住宅等住戸数に応じ、 <u>(イ) b(a)</u> の

積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合、共同住宅等住戸数に応じ、(イ) <u>c(a)</u> に掲げる区分		規定による金額に <u>6万9,500円</u> を加算した金額
(d) 共用	1件	共同住宅等住

積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合、共同住宅等住戸数に応じ、(イ) <u>b(a)</u> に掲げる区分		規定による金額に8万2,000円を加算した金額
(d) 共用	1件	共同住宅等住

部分変更床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、 <u>(イ)c(a)</u> に掲げる区分	戸数に応じ、 <u>(イ)c(a)</u> の規定による金額に <u>11万5,500円</u> を加算した金額
---	--

部分変更床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、 <u>(イ)b(a)</u> に掲げる区分	戸数に応じ、 <u>(イ)b(a)</u> の規定による金額に13万7,000円を加算した金額
---	---

(e) 共用 部分変 更床面 積が1 万平方 メートル を超 え2万 5,00 00平 方メー トル以 内の場 合は、共 同住宅 等住戸 数に応 じ、 <u>(イ)c</u> <u>(a)</u> に掲	1件	共同住宅等住 戸数に応じ、 <u>(イ)c(a)</u> の 規定による金 額に <u>14万</u> <u>8,300円</u> を加算 した金額
---	----	--

(e) 共用 部分変 更床面 積が1 万平方 メートル を超 え2万 5,00 00平 方メー トル以 内の場 合は、共 同住宅 等住戸 数に応 じ、 <u>(イ)b</u> <u>(a)</u> に掲	1件	共同住宅等住 戸数に応じ、 <u>(イ)b(a)</u> の 規定による金 額に <u>17万</u> <u>5,000円</u> を加算 した金額
---	----	--

げる区分		
(f) 共用部分変更床面積が2万5,000平方メートルを超える場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ)c(a)に掲げる区分	1件	共同住宅等住戸数に応じ、(イ)c(a)の規定による金額に18万7,600円を加算した金額

げる区分		
(f) 共用部分変更床面積が2万5,000平方メートルを超える場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ)b(a)に掲げる区分	1件	共同住宅等住戸数に応じ、(イ)b(a)の規定による金額に22万2,000円を加算した金額

(ウ) 複 合建 築 物 又 は 住 宅 以 外 の 用 途 に 供 す る 一 戸 建 て 住 宅 の 建 築 物 の 全 体 の 場 合		1 件	複合建築物に おける共同住 宅等の部分の 共用部分を共 同住宅等の共 用部分とみな して適用する (イ)に掲げる 区分による金 額（住宅以外 の用途に供す る部分を有す る一戸建て住 宅の場合にあ つては、(ア)に 掲げる区分に よる金額）に、複 合建築物又は 一戸建て住宅
--	--	-----	---

(ウ) 複 合建 築 物 又 は 住 宅 以 外 の 用 途 に 供 す る 一 戸 建 て 住 宅 の 建 築 物 の 全 体 の 場 合		1 件	複合建築物に おける共同住 宅等の部分の 共用部分を共 同住宅等の共 用部分とみな して適用する (イ)に掲げる 区分による金 額（住宅以外 の用途に供す る部分を有す る一戸建て住 宅の場合にあ つては、(ア)に 掲げる区分に よる金額）に、複 合建築物又は 一戸建て住宅
--	--	-----	---

			の住宅以外の用途に供する部分を1棟の建築物とみなして適用する(エ)に掲げる区分による金額を加算した金額
(エ) 非住宅建築物の全体的場合		1件	1棟の建築物(複合建築物の場合は共用部分を除く非住宅部分)の計画変更に係る部分の床面積の2分の1の面積(床面積が増加する場

			の住宅以外の用途に供する部分を1棟の建築物とみなして適用する(エ)に掲げる区分による金額を加算した金額
(エ) 非住宅建築物の全体的場合		1件	1棟の建築物(複合建築物の場合は共用部分を除く非住宅部分)の計画変更に係る部分の床面積の2分の1の面積(床面積が増加する場

				合にあつては、 これに当該増 加する部分の 床面積を加算 した面積)につ いて、前号ア (エ)に掲げる 区分に応じた 金額
イ低炭 素化促 進法第 54条 第2項 に規定 する申 出があ った場 合	(ア)一戸 建て住宅 の住宅の みの場合 (ただ し、住宅 以外の用 途に供す る部分を 有する一		1件	第150号に 掲げる区分に よる金額(建築 設備の設置が ある場合に あつては、第2 00号に掲げ る区分による 金額を加算し た金額)にア

				合にあつては、 これに当該増 加する部分の 床面積を加算 した面積)につ いて、前号ア (エ)に掲げる 区分に応じた 金額
イ低炭 素化促 進法第 54条 第2項 に規定 する申 出があ った場 合	(ア)一戸 建て住宅 の住宅の みの場合 (ただ し、住宅 以外の用 途に供す る部分を 有する一		1件	第150号に 掲げる区分に よる金額(建築 設備の設置が ある場合に あつては、第2 00号に掲げ る区分による 金額を加算し た金額)にア

	戸建て住宅の建築物の全体の申請を併せて行う場合にあっては、(ウ)の規定による。))			(ア)に掲げる区分による金額を加算した金額
	(イ)共同住宅等の住棟全体の場		1件	第150号に掲げる区分による金額(建築設備の設置がある場合にあっては、第200号に掲げる区分による

	戸建て住宅の建築物の全体の申請を併せて行う場合にあっては、(ウ)の規定による。))			(ア)に掲げる区分による金額を加算した金額
	(イ)共同住宅等の住棟全体の場		1件	第150号に掲げる区分による金額(建築設備の設置がある場合にあっては、第200号に掲げる区分による

				金額を加算した金額) にア(イ)に掲げる区分による金額を加算した金額
	(ウ)複合建築物又は住宅以外の用途に供する部分を有する一戸建て住宅の建築物の全体的場合		1件	第150号に掲げる区分による金額(建築設備の設置がある場合においては、第200号に掲げる区分による金額を加算した金額) にア(ウ)に掲げる区分による金額を加算し

				金額を加算した金額) にア(イ)に掲げる区分による金額を加算した金額
	(ウ)複合建築物又は住宅以外の用途に供する部分を有する一戸建て住宅の建築物の全体的場合		1件	第150号に掲げる区分による金額(建築設備の設置がある場合においては、第200号に掲げる区分による金額を加算した金額) にア(ウ)に掲げる区分による金額を加算し

					た金額
		(エ)非住宅建築物の全体の場合	1件		第150号に掲げる区分による金額（建築設備の設置がある場合にあつては、第200号に掲げる区分による金額を加算した金額）にア（エ）に掲げる区分による金額を加算した金額
(213) ~ (214) (略)					
(215)	ア 建築物省エネルギー	(ア) 建築物省エネルギー法	a 一戸建て住宅で評価手法が性能		建築物省エネルギー法第34条第1

					た金額
		(エ)非住宅建築物の全体の場合	1件		第150号に掲げる区分による金額（建築設備の設置がある場合にあつては、第200号に掲げる区分による金額を加算した金額）にア（エ）に掲げる区分による金額を加算した金額
(213) ~ (214) (略)					
(215)	ア 建築物省エネルギー	(ア) 建築物省エネルギー法	a 一戸建て住宅で評価手法が性能		建築物省エネルギー法第34条第1

消費性能 向上計画 の認定申 請手数料	第 35 条第 2 項に規 定する 申出が ない場 合	15 条第 1 項に規定 する登録 建築物エ ネルギー 消費性能 判定機関 又は品確 法第 5 条 第 1 項に 規定する 登録住宅 性能評価 機関が当 該計画が 建築物省 エネ法第 35 条第 1 項各号に	基準の場合 は、当該一戸 建て住宅の 床面積の合 計に応じ、次 に掲げる区分 (a) 200 平 方メートル 未満のもの	1 件	円 <u>4,600</u>	項
			(b) 200 平 方メートル 以上のもの	1 件	<u>4,600</u>	
			b 共同住宅 等で評価手 法が性能基 準の場合は、 当該共同住 宅等の床面 積の合計に			

消費性能 向上計画 の認定申 請手数料	第 35 条第 2 項に規 定する 申出が ない場 合	15 条第 1 項に規定 する登録 建築物エ ネルギー 消費性能 判定機関 又は品確 法第 5 条 第 1 項に 規定する 登録住宅 性能評価 機関が当 該計画が 建築物省 エネ法第 35 条第 1 項各号に	基準の場合 は、当該一戸 建て住宅の 床面積の合 計に応じ、次 に掲げる区分 (a) 200 平 方メートル 未満のもの	1 件	円 5,000	項
			(b) 200 平 方メートル 以上のもの	1 件	5,000	
			b 共同住宅 等で評価手 法が性能基 準の場合は、 当該共同住 宅等の床面 積の合計に			

に掲げる 場合を除 く。)			
(イ) 適合証又 は性能評 価書の添 付がない もの（ （エ）、 （カ）又 は（ク） に掲げる 場合を除 く。）	a 一戸建て 住宅で評価 手法が性能 基準の場合 は、当該一戸 建て住宅の 床面積の合 計に応じ、次 に掲げる区分 (a) 200 平 方メートル 未満のもの	1 件	<u>3 万 3,400</u>
	(b) 200 平 方メートル 以上のもの	1 件	<u>3 万 7,400</u>
	b 共同住宅		

げる場合 を除 く。)			
(イ) 適合証又 は性能評 価書の添 付がない もの（ （エ）又 は（カ） に掲げる 場合を除 く。）	a 一戸建て 住宅で評価 手法が性能 基準の場合 は、当該一戸 建て住宅の 床面積の合 計に応じ、次 に掲げる区分 (a) 200 平 方メートル 未満のもの	1 件	4 万
	(b) 200 平 方メートル 以上のもの	1 件	4 万 4,000
	b 共同住宅		

等で評価手法が性能基準の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 300 平方メートル未満のもの	1 件	<u>6 万 7, 600</u>
	(b) 300 平方メートル以上 2, 000 平方メートル未満のもの	1 件	<u>11 万 2, 800</u>
	(c) 2, 000 平方メートル以上 5, 000	1 件	<u>19 万 2, 200</u>

等で評価手法が性能基準の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 300 平方メートル未満のもの	1 件	8 万
	(b) 300 平方メートル以上 2, 000 平方メートル未満のもの	1 件	13 万 4, 000
	(c) 2, 000 平方メートル以上 5, 000	1 件	22 万 9, 000

	平方メートル未満のもの (d) 5,000	1 件	<u>27 万 5,600</u>
	平方メートル以上のもの		
(ウ) 適合証又は性能評価書の添付があるもの (ア)、(オ)又は(キ)に掲げる場合を除く。)	a 一戸建て住宅で評価手法が仕様基準の場合 は、当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分		
	(a) 200 平方メートル未満のもの	1 件	<u>4,600</u>
	(b) 200 平方メートル	1 件	<u>4,600</u>

	平方メートル未満のもの (d) 5,000	1 件	32 万 9,000
	平方メートル以上のもの		
(新設)			

	以上のもの		
	b. 共同住宅 等で評価手 法が仕様基 準の場合は、 当該共同住 宅等の床面 積の合計に 応じ、次に掲 げる区分		
	(a) 300 平 方メートル 未満のもの	1 件	9,200
	(b) 300 平 方メートル 以上 2,000 平方メート ル未満のもの	1 件	1 万 9,700
	(c) 2,000	1 件	4 万 3,900

--	--	--	--	--	--	--	--

	平方メートル以上 5,000		
	平方メートル未満のもの		
	(d) 5,000	1 件	7 万 8,700
	平方メートル以上のもの		
(エ)	a 一戸建て		
適合証又は性能評価書の添付がないもの（イ）、（カ）又は（ク）に掲げる場合を除く。）	住宅で評価手法が仕様基準の場合 は、当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分		
	(a) 200 平方メートル未満のもの	1 件	1 万 7,000

--	--	--	--	--	--	--	--

(b) 200 平方メートル以上のもの	1 件	1 万 8, 400
b 共同住宅等で評価手法が仕様基準の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分		
(a) 300 平方メートル未満のもの	1 件	3 万 2, 100
(b) 300 平方メートル以上 2, 000 平方メートル	1 件	5 万 5, 800

	ル未満のもの (c) 2,000 平方メートル ル以上 5,000 平方メートル	1 件	10 万 1,000
	ル未満のもの (d) 5,000 平方メートル ル以上のもの	1 件	15 万 2,900
(オ) 適合証又は性能評価書の添付があるもの（ア）、 (ウ) 又は（キ） に掲げる	住宅の部分 を有しない 建築物（以下 「非住宅」と いう。）で評 価手法が国 土交通大臣 が定める簡 易な評価方 法の場合は、		

(ウ)	住宅の部分 を有しない 建築物（以下 「非住宅」と いう。）で評 価手法が国 土交通大臣 が定める簡 易な評価方 法の場合、						

場合を除く。)	当該非住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分		
	a 300 平方メートル未満のもの	1 件	<u>9,200</u>
	b 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 件	<u>2 万 6,200</u>
	c 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1 件	<u>7 万 8,700</u>
	d 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	1 件	<u>12 万 4,700</u>

く。)	当該非住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分		
	a 300 平方メートル未満のもの	1 件	1 万
	b 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 件	3 万 1,000
	c 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1 件	9 万 4,000
	d 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	1 件	14 万 9,000

	方メートル以上1万平方メートル未満のもの	1件	<u>15万7,500</u>
	e 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	1件	<u>19万6,800</u>
(カ)	非住宅で評価手法が国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合は、		
適合証又は性能評価書の添付がないもの（イ）、	当該非住宅		

	方メートル以上1万平方メートル未満のもの	1件	18万8,000
	e 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	1件	23万5,000
(エ)	非住宅で評価手法が国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合は、		
適合証又は性能評価書の添付がないもの（イ）又	当該非住宅		

(エ) 又は (ク) に掲げる場合を除く。)	の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分		
	a 300 平方メートル未満のもの	1 件	<u>8 万 5,300</u>
	b 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 件	<u>14 万 3,000</u>
	c 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1 件	<u>23 万 1,600</u>
d 5,000 平方メートル	1 件	<u>30 万 2,500</u>	

は (カ) に掲げる場合を除く。)	の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分		
	a 300 平方メートル未満のもの	1 件	10 万 2,000
	b 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 件	17 万 1,000
	c 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1 件	27 万 6,000
d 5,000 平方メートル	1 件	36 万 1,000	

	以上1万平方メートル未満のもの	1件	<u>36万3,500</u>
	e 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	1件	<u>42万6,500</u>
(キ)	非住宅で評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合は、当該非住宅の床面積の合計に		
適合証又は性能評価書の添付があるもの（ア）、（ウ）又			

	以上1万平方メートル未満のもの	1件	43万4,000
	e 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	1件	51万
(オ)	非住宅で評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合は、当該非住宅の床面積の合計に		
適合証又は性能評価書の添付があるもの（ア）又は（ウ）に掲げる場合を			

は(オ)に掲げる場合を除く。)	じ、次に掲げる区分		
	a 300 平方メートル未満のもの	1 件	<u>9,200</u>
	b 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 件	<u>2 万 6,200</u>
	c 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1 件	<u>7 万 8,700</u>
	d 5,000 平方メートル以上 1 万平方メートル	1 件	<u>12 万 4,700</u>

除く。)	じ、次に掲げる区分		
	a 300 平方メートル未満のもの	1 件	1 万
	b 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 件	3 万 1,000
	c 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1 件	9 万 4,000
	d 5,000 平方メートル以上 1 万平方メートル	1 件	14 万 9,000

	未満のもの e 1 万平方 メートル以 上 2 万 5,000 平方メート ル未満のもの f 2 万 5,000 平方メート ル以上のもの	1 件	<u>15 万 7,500</u>
		1 件	<u>19 万 6,800</u>
(ク) 適合証又 は性能評 価書の添 付がない もの (イ)、 (エ) 又 は (カ) に掲げる	非住宅で評 価手法が標 準入力法又 は主要室入 力法の場合 は、当該非住 宅の床面積 の合計に応 じ、次に掲げ る区分		

	未満のもの e 1 万平方 メートル以 上 2 万 5,000 平方メート ル未満のもの f 2 万 5,000 平方メート ル以上のもの	1 件	18 万 8,000
		1 件	23 万 5,000
(カ) 適合証又 は性能評 価書の添 付がない もの (イ) 又 は (エ) に掲げる 場合を除	非住宅で評 価手法が標 準入力法又 は主要室入 力法の場合 は、当該非住 宅の床面積 の合計に応 じ、次に掲げ る区分		

場合を除く。)	a 300 平方メートル未満のもの	1 件	<u>22 万 3,100</u>
	b 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 件	<u>36 万 900</u>
	c 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1 件	<u>51 万 5,100</u>
	d 5,000 平方メートル以上 1 万平方メートル未満のもの	1 件	<u>63 万 4,500</u>
	e 1 万平方	1 件	<u>75 万</u>

く。)	a 300 平方メートル未満のもの	1 件	26 万 6,000
	b 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 件	43 万 1,000
	c 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1 件	61 万 5,000
	d 5,000 平方メートル以上 1 万平方メートル未満のもの	1 件	75 万 8,000
	e 1 万平方	1 件	89 万 6,000

		メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの f 2万5,000平方メートル以上のもの	1件	85万5,600
	(ケ) 住宅及び非住宅の複合建築物		1件	住宅及び非住宅に該当する部分の床面積ごとに(ア)から(ク)までに該当する金額を合計した金額
イ 建築物省エネ法第35	(ア) 適合証又は性能評価書の添	a 一戸建て住宅で評価手法が性能基準の場合	1件	当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、第150号に掲げ

		メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの f 2万5,000平方メートル以上のもの	1件	102万3,000
	(キ) 住宅及び非住宅の複合建築物		1件	住宅及び非住宅に該当する部分の床面積ごとに(ア)から(カ)までに該当する金額を合計した金額
イ 建築物省エネ法第35	(ア) 適合証又は性能評価書の添	a 一戸建て住宅で評価手法が性能基準の場合	1件	当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、

条第2 項に規 定する 申出が ある場 合	付がある もの（ （ウ）、 （オ）又 は（キ） に掲げる 場合を除 く。）			る区分による 金額（建築設備 の設置がある 場合にあつて は、第200号に 掲げる区分に よる金額を加 算した額）に、 ア（ア）aに 掲げる区分に よる金額を加 算した金額
		b 共同住宅 等で評価手 法が性能基 準の場合	1 件	当該共同住宅 等の床面積の 合計に応じ、第 150号に掲げる 区分による金 額（建築設備の

条第2 項に規 定する 申出が ある場 合	付がある もの（ （ウ）又 は（オ） に掲げる 場合を除 く。）			第150号に掲 げる区分によ る金額（建築設 備の設置があ る場合にあつ ては、第200号 に掲げる区分 による金額を 加算した額） に、ア（ア）a に掲げる区分 による金額を 加算した金額
		b 共同住宅 等で評価手 法が性能基 準の場合	1 件	当該共同住宅 等の床面積の 合計に応じ、第 150号に掲げ る区分による 金額（建築設備

			設置がある場合にあっては、第200号に掲げる区分による金額を加算した額)に、ア (ア) b に掲げる区分による金額を加算した金額
(イ) 適合証又は性能評価書の添付がないもの (エ)、(ク)又は(カ)	a 一戸建て住宅で評価手法が性能基準の場合	1 件	当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、第150号に掲げる区分による金額(建築設備の設置がある場合にあっては、第200号

			の設置がある場合にあっては、第200号に掲げる区分による金額を加算した額)に、ア (ア) b に掲げる区分による金額を加算した金額
(イ) 適合証又は性能評価書の添付がないもの (エ)又は(カ)に掲げる	a 一戸建て住宅で評価手法が性能基準の場合	1 件	当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、第150号に掲げる区分による金額(建築設備の設置がある場合にあっては、第200号

に掲げる 場合を除 く。)			に掲げる区分 による金額を 加算した額) に、ア(イ) aに 掲げる区分に よる金額を加 算した金額
	b 共同住宅 等で評価手 法が性能基 準の場合	1 件	当該共同住宅 等の床面積の 合計に応じ、第 150 号に掲げる 区分による金 額(建築設備の 設置がある場 合にあつては、 第 200 号に掲 げる区分による 金額を加算し た額)に、ア

場合を除 く。)			に掲げる区分 による金額を 加算した額) に、ア(イ) a に掲げる区分 による金額を加 算した金額
	b 共同住宅 等で評価手 法が性能基 準の場合	1 件	当該共同住宅 等の床面積の 合計に応じ、第 150 号に掲げ る区分による 金額(建築設備 の設置がある 場合にあつて は、第 200 号 に掲げる区分 による金額を 加算した額)

			算した金額
	b 共同住宅 等で評価手 法が仕様基 準の場合	1 件	当該共同住宅 等の床面積の 合計に応じ、第 150 号に掲げる 区分による金 額（建築設備の 設置がある場 合にあつては、 第 200 号に掲げ る区分による 金額を加算 した額）に、ア （ウ）b に掲げ る区分による 金額を加算し た金額
(エ) 適合証又	a 一戸建て 住宅で評価	1 件	当該一戸建て 住宅の床面積

--	--	--	--	--	--	--	--

は性能評価書の添付がないもの（イ）、（カ）又は（ク）に掲げる場合を除く。）	手法が仕様基準の場合		の合計に応じ、第150号に掲げる区分による金額（建築設備の設置がある場合にあつては、第200号に掲げる区分による金額を加算した額）に、ア（エ）aに掲げる区分による金額を加算した金額
	b 共同住宅等で評価手法が仕様基準の場合	1 件	当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、第150号に掲げる区分による金

--	--	--	--	--	--	--	--

			額（建築設備の設置がある場合にあっては、第200号に掲げる区分による金額を加算した額）に、ア（エ）bに掲げる区分による金額を加算した金額
(オ) 適合証又は性能評価書の添付があるもの（ア）、 (ウ)又	非住宅で評価手法が国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合	1件	当該非住宅の床面積の合計に応じ、第150号に掲げる区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、

(ウ) 適合証又は性能評価書の添付があるもの（ア）又は（オ）	非住宅で評価手法が国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合	1件	当該非住宅の床面積の合計に応じ、第150号に掲げる区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、

は(キ) に掲げる 場合を除 く。)			第 200 号に掲げ る区分による 金額を加算し た額)に、ア(オ) に掲げる区 分による金額 を加算した金 額
(カ) 適合証又 は性能評 価書の添 付がない もの(イ)、 (エ)又 は(ク) に掲げる 場合を除	非住宅で評 価手法が国 土交通大臣 が定める簡 易な評価方 法の場合	1 件	当該非住宅の 床面積の合計 に応じ、第 150 号に掲げる区 分による金額 (建築設備の 設置がある場 合にあつては、 第 200 号に掲げ る区分による 金額を加算し

に掲げる場 合を除く。)			第 200 号に掲 げる区分によ る金額を加算 した額)に、ア (ウ)に掲げる 区分による金 額を加算した 金額
(エ) 適合証又 は性能評 価書の添 付がない もの(イ)又 は(カ) に掲げる 場合を除 く。)	非住宅で評 価手法が国 土交通大臣 が定める簡 易な評価方 法の場合	1 件	当該非住宅の 床面積の合計 に応じ、第 150 号に掲げる区 分による金額 (建築設備の 設置がある場 合にあつては、 第 200 号に掲 げる区分によ る金額を加算

く。)			た額)に、ア(カ)に掲げる区分による金額を加算した金額
(キ) 適合証又は性能評価書の添付があるもの(ア)、(ウ)又は(オ)に掲げる場合を除く。)	非住宅で評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合	1 件	当該非住宅の床面積の合計に応じ、第 150 号に掲げる区分による金額(建築設備の設置がある場合にあつては、第 200 号に掲げる区分による金額を加算した額)に、ア(キ)に掲げる区分による金額

			した額)に、ア(エ)に掲げる区分による金額を加算した金額
(オ) 適合証又は性能評価書の添付があるもの(ア)又は(ウ)に掲げる場合を除く。)	非住宅で評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合	1 件	当該非住宅の床面積の合計に応じ、第 150 号に掲げる区分による金額(建築設備の設置がある場合にあつては、第 200 号に掲げる区分による金額を加算した額)に、ア(オ)に掲げる区分による金額

			を加算した金額
(ク) 適合証又は性能評価書の添付がないもの（ <u>(イ)</u> 、 <u>(エ)</u> 又は <u>(カ)</u> に掲げる場合を除く。）	非住宅で評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合	1 件	当該非住宅の床面積の合計に応じ、第 150 号に掲げる区分による金額（建築設備の設置がある場合にあつては、第 200 号に掲げる区分による金額を加算した額）に、 <u>ア</u> （ <u>ク</u> ）に掲げる区分による金額を加算した金額
(ケ)		1 件	住宅及び非住

			額を加算した金額
(カ) 適合証又は性能評価書の添付がないもの（ <u>(イ)</u> 又は <u>(エ)</u> に掲げる場合を除く。）	非住宅で評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合	1 件	当該非住宅の床面積の合計に応じ、第 150 号に掲げる区分による金額（建築設備の設置がある場合にあつては、第 200 号に掲げる区分による金額を加算した額）に、 <u>ア</u> （ <u>カ</u> ）に掲げる区分による金額を加算した金額
(キ)		1 件	住宅及び非住

		く。)	未満のもの (b) 200 平方メートル 以上のもの	1 件	<u>2,300</u>			未満のもの (b) 200 平方メートル 以上のもの	1 件	2,500	
			b 共同住宅 等で評価手法が性能基準の場合は、 当該共同住宅等の床面積の合計に 応じ、次に掲げる区分					b 共同住宅 等で評価手法が性能基準の場合は、 当該共同住宅等の床面積の合計に 応じ、次に掲げる区分			
			(a) 300 平方メートル 未満のもの	1 件	<u>4,600</u>			(a) 300 平方メートル 未満のもの	1 件	5,000	
			(b) 300 平方メートル 以上 2,000	1 件	<u>9,800</u>			(b) 300 平方メートル 以上 2,000	1 件	1 万 1,500	

	平方メートル未満のもの (c) 2,000	1 件	<u>2 万 1,900</u>
	平方メートル以上 5,000		
	平方メートル未満のもの (d) 5,000	1 件	<u>3 万 9,300</u>
	平方メートル以上のもの		
(イ) 適合証又は性能評価書の添付がないもの（ <u>(エ)</u> 、 <u>(カ)</u> 又は <u>(ク)</u> ）	a 一戸建て住宅で評価手法が性能基準の場合 は、当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分		

	平方メートル未満のもの (c) 2,000	1 件	2 万 6,000
	平方メートル以上 5,000		
	平方メートル未満のもの (d) 5,000	1 件	4 万 7,000
	平方メートル以上のもの		
(イ) 適合証又は性能評価書の添付がないもの（ <u>(エ)</u> 又は <u>(カ)</u> ） に掲げる	a 一戸建て住宅で評価手法が性能基準の場合 は、当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分		

に掲げる 場合を除 く。)	(a) 200 平 方メートル 未満のもの	1 件	<u>1 万 6,700</u>
	(b) 200 平 方メートル 以上のもの	1 件	<u>1 万 8,700</u>
b 共同住宅 等で評価手 法が性能基 準の場合は、 当該共同住 宅等の床面 積の合計に 応じ、次に掲 げる区分			
	(a) 300 平 方メートル 未満のもの	1 件	<u>3 万 3,800</u>
	(b) 300 平	1 件	<u>5 万 6,400</u>

場合を除 く。)	(a) 200 平 方メートル 未満のもの	1 件	2 万
	(b) 200 平 方メートル 以上のもの	1 件	2 万 2,000
b 共同住宅 等で評価手 法が性能基 準の場合は、 当該共同住 宅等の床面 積の合計に 応じ、次に掲 げる区分			
	(a) 300 平 方メートル 未満のもの	1 件	4 万
	(b) 300 平	1 件	6 万 7,000

	方メートル 以上 2,000 平方メート ル未満のもの (c) 2,000	1 件	<u>9 万 6,100</u>
	平方メート ル以上 5,000 平方メート ル未満のもの (d) 5,000		<u>13 万 7,800</u>
(ウ) 適合証又 は性能評 価書の添 付がある もの (ア)、	a 一戸建て 住宅で評価 手法が仕様 基準の場合 は、当該一戸 建て住宅の 床面積の合		

	方メートル 以上 2,000 平方メート ル未満のもの (c) 2,000	1 件	11 万 4,500
	平方メート ル以上 5,000 平方メート ル未満のもの (d) 5,000	1 件	16 万 4,500
(新設)			

(オ)又は(キ)に掲げる場合を除く。)	計に応じ、次に掲げる区分		
	(a) 200平方メートル未満のもの	1件	2,300
	(b) 200平方メートル以上のもの	1件	2,300
	b 共同住宅等で評価手法が仕様基準の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分		
	(a) 300平方メートル	1件	4,600

--	--	--	--	--	--	--	--

	未満のもの		
	(b) 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 件	9,800
	(c) 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1 件	2 万 1,900
	(d) 5,000 平方メートル以上のもの	1 件	3 万 9,300
(エ)	a 一戸建て住宅で評価手法が仕様基準の場合		
適合証又は性能評価書の添付がない	は、当該一戸		

--	--	--	--	--	--	--	--

もの（イ）、（カ）又は（ク）に掲げる場合を除く。	建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分		
	(a) 200平方メートル未満のもの	1件	8,500
	(b) 200平方メートル以上のもの	1件	9,200
	b 共同住宅等で評価手法が仕様基準の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分		

--	--	--	--	--	--	--	--

価書の添付があるもの（ア）、（ウ）又は（キ）に掲げる場合を除く。）	が定める簡易な評価方法の場合は、当該非住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分		
	a 300 平方メートル未満のもの	1 件	<u>4,600</u>
	b 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 件	<u>1 万 3,100</u>
	c 2,000 平方メートル以上 5,000	1 件	<u>3 万 9,300</u>

価書の添付があるもの（ア）又は（オ）に掲げる場合を除く。）	が定める簡易な評価方法の場合は、当該非住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分		
	a 300 平方メートル未満のもの	1 件	5,000
	b 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 件	1 万 5,500
	c 2,000 平方メートル以上 5,000	1 件	4 万 7,000

	平方メートル未満のもの d 5,000 平方メートル 以上 1 万平方メートル 未満のもの	1 件	<u>6 万 2,300</u>
	e 1 万平方メートル以上 2 万 5,000 平方メートル 未満のもの	1 件	<u>7 万 8,700</u>
	f 2 万 5,000 平方メートル 以上のもの	1 件	<u>9 万 8,400</u>
(カ) 適合証又は性能評価書の添	非住宅で評価手法が国土交通大臣が定める簡		

	平方メートル未満のもの d 5,000 平方メートル 以上 1 万平方メートル 未満のもの	1 件	7 万 4,500
	e 1 万平方メートル以上 2 万 5,000 平方メートル 未満のもの	1 件	9 万 4,000
	f 2 万 5,000 平方メートル 以上のもの	1 件	11 万 7,500
(エ) 適合証又は性能評価書の添	非住宅で評価手法が国土交通大臣が定める簡		

付がないもの（イ）、 （エ）又は（ク）に掲げる場合を除く。）	易な評価方法の場合は、当該非住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分		
	a 300 平方メートル未満のもの	1 件	<u>4 万 2,600</u>
	b 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 件	<u>7 万 1,500</u>
	c 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル	1 件	<u>11 万 5,800</u>

付がないもの（イ）又は（カ）に掲げる場合を除く。）	易な評価方法の場合は、当該非住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分		
	a 300 平方メートル未満のもの	1 件	5 万 1,000
	b 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 件	8 万 5,500
	c 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル	1 件	13 万 8,000

	ル未満のもの d 5,000 平 方メートル 以上 1 万平 方メートル 未満のもの	1 件	<u>15 万 1,200</u>
	e 1 万平方 メートル以 上 2 万 5,000 平方メート ル未満のもの	1 件	<u>18 万 1,700</u>
	f 2 万 5,000 平方メート ル以上のもの	1 件	<u>21 万 3,200</u>
(キ) 適合証又 は性能評 価書の添 付がある	非住宅で評 価手法が標 準入力法又 は主要室入 力法の場合		

	ル未満のもの d 5,000 平 方メートル 以上 1 万平 方メートル 未満のもの	1 件	18 万 500
	e 1 万平方 メートル以 上 2 万 5,000 平方メート ル未満のもの	1 件	21 万 7,000
	f 2 万 5,000 平方メート ル以上のもの	1 件	25 万 5,000
(オ) 適合証又 は性能評 価書の添 付がある	非住宅で評 価手法が標 準入力法又 は主要室入 力法の場合		

もの（ （ア）、 （ウ）又 は（オ） に掲げる 場合を除 く。）	は、当該非住 宅の床面積 の合計に応 じ、次に掲げ る区分		
	a 300 平方 メートル未 満のもの	1 件	<u>4,600</u>
	b 300 平方 メートル以 上 2,000 平 方メートル 未満のもの	1 件	<u>1 万 3,100</u>
	c 2,000 平 方メートル 以上 5,000 平方メー トル未満のもの	1 件	<u>3 万 9,300</u>
	d 5,000 平	1 件	<u>6 万 2,300</u>

もの（ （ア）又 は（ウ） に掲げる 場合を除 く。）	は、当該非住 宅の床面積 の合計に応 じ、次に掲げ る区分		
	a 300 平方 メートル未 満のもの	1 件	5,000
	b 300 平方 メートル以 上 2,000 平 方メートル 未満のもの	1 件	1 万 5,500
	c 2,000 平 方メートル 以上 5,000 平方メー トル未満のもの	1 件	4 万 7,000
	d 5,000 平	1 件	7 万 4,500

	方メートル以上1万平方メートル未満のもの	1件	<u>7万8,700</u>
	e 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	1件	<u>9万8,400</u>
f 2万5,000平方メートル以上のもの			
(ク) 適合証又は性能評価書の添付がないもの (イ)、	非住宅で評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合は、当該非住宅の床面積		

	方メートル以上1万平方メートル未満のもの	1件	9万4,000
	e 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	1件	11万7,500
f 2万5,000平方メートル以上のもの			
(カ) 適合証又は性能評価書の添付がないもの (イ) 又	非住宅で評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合は、当該非住宅の床面積		

(エ) 又は (カ) に掲げる場合を除く。)	の合計に応じ、次に掲げる区分		
	a 300 平方メートル未満のもの	1 件	<u>11 万 1,500</u>
	b 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 件	<u>18 万 400</u>
	c 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1 件	<u>25 万 7,500</u>
	d 5,000 平方メートル以上 1 万平方メートル未満のもの	1 件	<u>31 万 7,200</u>

は (エ) に掲げる場合を除く。)	の合計に応じ、次に掲げる区分		
	a 300 平方メートル未満のもの	1 件	13 万 3,000
	b 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 件	21 万 5,500
	c 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1 件	30 万 7,500
	d 5,000 平方メートル以上 1 万平方メートル未満のもの	1 件	37 万 9,000

	方メートル未満のもの e 1 万平方メートル以上 2 万 5,000 平方メートル未満のもの	1 件	<u>37 万 5,000</u>
	f 2 万 5,000 平方メートル以上のもの	1 件	<u>42 万 7,800</u>
(ケ) 住宅及び非住宅の複合建築物		1 件	住宅及び非住宅に該当する部分の床面積ごとに (ア) から (ク) までに該当する金額を合計した金額

	方メートル未満のもの e 1 万平方メートル以上 2 万 5,000 平方メートル未満のもの	1 件	44 万 8,000
	f 2 万 5,000 平方メートル以上のもの	1 件	51 万 1,500
(キ) 住宅及び非住宅の複合建築物		1 件	住宅及び非住宅に該当する部分の床面積ごとに (ア) から (カ) までに該当する金額を合計した金額

イ 建築物省エネ法第35条第2項に規定する申出がある場合	(ア) 適合証又は性能評価書の添付があるもの (ウ)、(オ)又は(キ)に掲げる場合を除く。)	a 一戸建て住宅で評価手法が性能基準の場合	1 件	当該一戸建て住宅の床面積の合計に应じ、第150号に掲げる区分による金額 (建築設備の設置がある場合にあつては、第200号に掲げる区分による金額を加算した額) に、ア(ア) a に掲げる区分による金額を加算した金額
		b 共同住宅等で評価手	1 件	当該共同住宅等の床面積の

イ 建築物省エネ法第35条第2項に規定する申出がある場合	(ア) 適合証又は性能評価書の添付があるもの (ウ)又は(オ)に掲げる場合を除く。)	a 一戸建て住宅で評価手法が性能基準の場合	1 件	当該一戸建て住宅の床面積の合計に应じ、第150号に掲げる区分による金額 (建築設備の設置がある場合にあつては、第200号に掲げる区分による金額を加算した額) に、ア(ア) a に掲げる区分による金額を加算した金額
		b 共同住宅等で評価手	1 件	当該共同住宅等の床面積の

	法が性能基準の場合		合計に応じ、第 150 号に掲げる区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、第 200 号に掲げる区分による金額を加算した額）に、ア（ア）b に掲げる区分による金額を加算した金額
(イ) 適合証又は性能評価書の添	a 一戸建て住宅で評価手法が性能基準の場合	1 件	当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、第 150 号に

	法が性能基準の場合		合計に応じ、第 150 号に掲げる区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、第 200 号に掲げる区分による金額を加算した額）に、ア（ア）b に掲げる区分による金額を加算した金額
(イ) 適合証又は性能評価書の添	a 一戸建て住宅で評価手法が性能基準の場合	1 件	当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、第 150 号に

付がないもの（ （エ）、 （カ）又 は（ク） に掲げる 場合を除く。		掲げる区分による金額（建築設備の設置がある場合に あつては、第200号に掲げる区分による金額を加算した額）に、ア （イ）aに掲げる区分による金額を加算した金額
	b 共同住宅 等で評価手法が性能基準の場合	1 件 当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、 第150号に掲げる区分による金額（建築

付がないもの（ （エ）又 は（カ） に掲げる 場合を除く		掲げる区分による金額（建築設備の設置がある場合に あつては、第200号に掲げる区分による金額を加算した額）に、ア （イ）aに掲げる区分による金額を加算した金額
	b 共同住宅 等で評価手法が性能基準の場合	1 件 当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、 第150号に掲げる区分による金額（建築

			設備の設置がある場合にあっては、第 200 号に掲げる区分による金額を加算した額) に、ア (イ) b に掲げる区分による金額を加算した金額
(ウ) 適合証又は性能評価書の添付があるもの (ア)、(オ) 又	a 一戸建て住宅で評価手法が仕様基準の場合	1 件	当該一戸建て住宅の床面積の合計に应じ、第 150 号に掲げる区分による金額 (建築設備の設置がある場

			設備の設置がある場合にあっては、第 200 号に掲げる区分による金額を加算した額) に、ア (イ) b に掲げる区分による金額を加算した金額
(新設)			

は(キ)に掲げる場合を除く。)		合にあつては、第200号に掲げる区分による金額を加算した額)に、ア(ア)aに掲げる区分による金額を加算した金額
	b 共同住宅等で評価手法が仕様基準の場合	1 件 当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、第150号に掲げる区分による金額(建築設備の設置がある場合にあつては、第200号に掲げる区

--	--	--	--	--	--	--	--

			分による金額 を加算した 額) に、ア (ウ) bに掲げ る区分による 金額を加算し た金額
(エ) 適合証又 は性能評 価書の添 付がない もの (イ)、 (カ) 又 は (ク) に掲げる 場合を除 く。	a 一戸建て 住宅で評価 手法が仕様 基準の場合	1 件	当該一戸建て 住宅の床面積 の合計に応 じ、第 150 号 に掲げる区分 による金額 (建築設備の 設置がある場 合にあつて は、第 200 号 に掲げる区分 による金額

--	--	--	--	--	--	--	--	--

			を加算した 額) に、ア (エ) aに 掲げる区分に よる金額を加 算した金額
	b 共同住宅 等で評価手 法が仕様基 準の場合	1 件	当該共同住宅 等の床面積の 合計に応じ、 第 150 号に掲 げる区分 による金額 (建築設備の 設置がある場 合にあつて は、第 200 号 に掲げる区分 による金額を 加算した額)

--	--	--	--	--	--	--	--

			に、ア (エ) b に掲げる区分 による金額 を加算した金 額
(オ) 適合証又 は性能評 価書の添 付がある もの (ア)、 (ウ) 又 は (キ) に掲げる 場合を除 く。)	非住宅で評 価手法が国 土交通大臣 が定める簡 易な評価方 法の場合	1 件	当該非住宅の 床面積の合計 に応じ、第 150 号に掲げる区 分による金額 (建築設備の 設置がある場 合にあつては 、第 200 号に 掲げる区分に よる金額を加 算した額) に、ア (オ) に掲げる区

(ウ) 適合証又 は性能評 価書の添 付がある もの (ア) 又 は (オ) に掲げる 場合を除 く。)	非住宅で評 価手法が国 土交通大臣 が定める簡 易な評価方 法の場合	1 件	当該非住宅の 床面積の合計 に応じ、150 号に掲げる区 分による金額 (建築設備の 設置がある場 合にあつては 、第 200 号に 掲げる区分に よる金額を加 算した額) に、ア (ウ) に掲げる区

			分による金額 を加算した金額
(カ) 適合証又は性能評価書の添付がないもの（イ）、 (エ)又は(ク) に掲げる場合を除く。）	非住宅で評価手法が国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合	1 件	当該非住宅の床面積の合計に応じ、第 150 号に掲げる区分による金額（建築設備の設置がある場合にあつては、第 200 号に掲げる区分による金額を加算した額）に、ア（カ）に掲げる区分による金額

			分による金額 を加算した金額
(エ) 適合証又は性能評価書の添付がないもの（イ）又は（カ） に掲げる場合を除く。）	非住宅で評価手法が国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合	1 件	当該非住宅の床面積の合計に応じ、第 150 号に掲げる区分による金額（建築設備の設置がある場合にあつては、第 200 号に掲げる区分による金額を加算した額）に、ア（エ）に掲げる区分による金額

			を加算した金額
(キ) 適合証又は性能評価書の添付があるもの（ア）、 （ウ）又は（オ） に掲げる場合を除く。）	非住宅で評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合	1 件	当該非住宅の床面積の合計に応じ、第 150 号に掲げる区分による金額（建築設備の設置がある場合にあつては、第 200 号に掲げる区分による金額を加算した額）に、ア（キ）に掲げる区分による金額を加算した金額

			額を加算した金額
(オ) 適合証又は性能評価書の添付があるもの（ア）又は（ウ） に掲げる場合を除く。）	非住宅で評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合	1 件	当該非住宅の床面積の合計に応じ、第 150 号に掲げる区分による金額（建築設備の設置がある場合にあつては、第 200 号に掲げる区分による金額を加算した額）に、ア（オ）に掲げる区分による金額を加算した金額

(ク) 適合証又は性能評価書の添付がないもの（イ）、 （エ）又は（カ） に掲げる場合を除く。）	非住宅で評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合	1 件	当該非住宅の床面積の合計に応じ、第 150 号に掲げる区分による金額（建築設備の設置がある場合にあつては、第 200 号に掲げる区分による金額を加算した額）に、ア（ク）に掲げる区分による金額を加算した金額
(ケ) 住宅及び非住宅の		1 件	住宅及び非住宅に該当する部分の床面積

(カ) 適合証又は性能評価書の添付がないもの（イ）又は（エ） に掲げる場合を除く。	非住宅で評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合	1 件	当該非住宅の床面積の合計に応じ、第 150 号に掲げる区分による金額（建築設備の設置がある場合にあつては、第 200 号に掲げる区分による額を加算した額）に、ア（カ）に掲げる区分による金額を加算した金額
(キ) 住宅及び非住宅の		1 件	住宅及び非住宅に該当する部分の床面積

	複合建築物			ごとに (ア) から (ク) までに該当する金額を合計した金額	
	ウ 複数の建築物の連携による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の場合	1 件		計画の変更に係る一の建築物ごとのア及びイに掲げる区分に応じた金額を合計した金額	
(218)	ア 適合証又は検査済証等（建築物省エネ法第 35 条の規定に基づく認定の通知書の写し及び建築基準法第 7 条第 5 項、第 7	a 一戸建て住宅で評価手法が性能基準の場合、当該一戸建て住宅の床面積の合		建築物省エネ法第 41 条第 1 項	
	複合建築物			ごとに (ア) から (カ) までに該当する金額を合計した金額	
	ウ 複数の建築物の連携による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の場合	1 件		計画の変更に係る一の建築物ごとのア及びイに掲げる区分に応じた金額を合計した金額	
(218)	ア 適合証又は検査済証等（建築物省エネ法第 35 条の規定に基づく認定の通知書の写し及び建築基準法第 7 条第 5 項、第 7	a 一戸建て住宅で評価手法が性能基準の場合、当該一戸建て住宅の床面積の合		建築物省エネ法第 41 条第 1 項	

<p>条の2 第5 項又は第18 条第18 項に規定する検査済証（以下この号において「検査済証」という。）の写し、低炭素化促進法第54 条の規定に基づく認定の通知書の写し及び検査済証の写し又は品確法第6 条第3 項に規定する建設住宅性能評価書の写しをいう。以下この号において同じ。）の添付があるもの（ウ、オ又はキに掲げる場合</p>	<p>計に応じ、次に掲げる区分</p>			<p>条の2 第5 項又は第18 条第18 項に規定する検査済証（以下この号において「検査済証」という。）の写し、低炭素化促進法第54 条の規定に基づく認定の通知書の写し及び検査済証の写し又は品確法第6 条第3 項に規定する建設住宅性能評価書の写しをいう。以下この号において同じ。）の添付があるもの（ウ、オ又はキに掲げる場</p>	<p>計に応じ、次に掲げる区分</p>		
--	---------------------	--	--	---	---------------------	--	--

	を除く。)				
		(a) 200 平方メートル未満のもの	1 件	円 <u>4,600</u>	
		(b) 200 平方メートル以上のもの	1 件	<u>4,600</u>	
		b 共同住宅等で評価手法が性能基準の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分			
		(a) 300 平方メートル未満のもの	1 件	<u>9,200</u>	

	合を除く。)				
		(a) 200 平方メートル未満のもの	1 件	円 5,000	
		(b) 200 平方メートル以上のもの	1 件	5,000	
		b 共同住宅等で評価手法が性能基準の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分			
		(a) 300 平方メートル未満のもの	1 件	1 万	

		(b) 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 件	<u>1 万 9,700</u>				(b) 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 件	2 万 3,000		
		(c) 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1 件	<u>4 万 3,900</u>				(c) 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1 件	5 万 2,000		
		(d) 5,000 平方メートル以上のもの	1 件	<u>7 万 8,700</u>				(d) 5,000 平方メートル以上のもの	1 件	9 万 4,000		
	イ 適合証又は検査済証等の添付がないもの（エ、カ又はクに掲げる場合を除く。）	a 一戸建て住宅で評価手法が性能基準の場合						イ 適合証又は検査済証等の添付がないもの（エ、カ又はクに掲げる場合を除く。）	a 一戸建て住宅で評価手法が性能基準の場合			
		は、当該一戸建て住宅の						は、当該一戸建て住宅の				

	床面積の合計に応じ、次に掲げる区分								
	(a) 200 平方メートル未満のもの	1 件	<u>3 万 3,400</u>			(a) 200 平方メートル未満のもの	1 件	4 万	
	(b) 200 平方メートル以上のもの	1 件	<u>3 万 7,400</u>			(b) 200 平方メートル以上のもの	1 件	4 万 4,000	
	b 共同住宅等で評価手法が性能基準の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分					b 共同住宅等で評価手法が性能基準の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分			
	(a) 300 平方メートル未満のもの	1 件	<u>6 万 7,600</u>			(a) 300 平方メートル未満のもの	1 件	8 万	

	方メートル 未満のもの (b) 300 平 方メートル 以上 2,000 平方メー トル未満のもの (c) 2,000 平方メー トル以上 5,000 平方メー トル未満のもの (d) 5,000 平方メー トル以上のもの	1 件	<u>11 万 2,800</u>	
		1 件	<u>19 万 2,200</u>	
		1 件	<u>27 万 5,600</u>	
ウ 適合証又は検査済証等の添付があるもの（ア、オ又はキに掲げる場	a 一戸建て住宅で評価手法が仕様基準又は国			

	方メートル 未満のもの (b) 300 平 方メートル 以上 2,000 平方メー トル未満のもの (c) 2,000 平方メー トル以上 5,000 平方メー トル未満のもの (d) 5,000 平方メー トル以上のもの	1 件	13 万 4,000	
		1 件	22 万 9,000	
		1 件	32 万 9,000	
ウ 適合証又は検査済証等の添付があるもの（ア、オ又はキに掲げる場	a 一戸建て住宅で評価手法が仕様基準又は国			

合を除く。)	土交通大臣 が定める簡 易な評価方 法の場合は、 当該一戸建 て住宅の床 面積の合計 に応じ、次に 掲げる区分			
	(a) 200 平 方メートル 未満のもの	1 件	<u>4,600</u>	
	(b) 200 平 方メートル 以上のもの	1 件	<u>4,600</u>	
	b 共同住宅 等で評価手 法が仕様基 準又は国土			

合を除く。)	土交通大臣 が定める簡 易な評価方 法の場合は、 当該一戸建 て住宅の床 面積の合計 に応じ、次に 掲げる区分			
	(a) 200 平 方メートル 未満のもの	1 件	4,700	
	(b) 200 平 方メートル 以上のもの	1 件	4,700	
	b 共同住宅 等で評価手 法が仕様基 準又は国土			

交通大臣が定める簡易な評価方法の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分			
(a) 300 平方メートル未満のもの	1 件	<u>9,200</u>	
(b) 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 件	<u>1 万 9,700</u>	
(c) 2,000 平方メートル	1 件	<u>4 万 3,900</u>	

交通大臣が定める簡易な評価方法の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分			
(a) 300 平方メートル未満のもの	1 件	9,500	
(b) 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 件	2 万 400	
(c) 2,000 平方メートル	1 件	4 万 5,700	

	ル以上 5,000 平方メート ル未満のもの (d) 5,000 平方メート ル以上のもの	1 件	<u>7 万 8,700</u>	
エ 適合証又は検査済証等の添付がないもの（イ、カ又はクに掲げる場合を除く。）	a 一戸建て住宅で評価手法が仕様基準又は国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合は、当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分			

	ル以上 5,000 平方メート ル未満のもの (d) 5,000 平方メート ル以上のもの	1 件	8 万 1,800	
エ 適合証又は検査済証等の添付がないもの（イ、カ又はクに掲げる場合を除く。）	a 一戸建て住宅で評価手法が仕様基準又は国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合は、当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分			

	(a) 200 平方メートル未満のもの	1 件	<u>1 万 7,000</u>	
	(b) 200 平方メートル以上のもの	1 件	<u>1 万 8,400</u>	
b 共同住宅等で評価手法が仕様基準又は国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分				

	(a) 200 平方メートル未満のもの	1 件	1 万 7,700	
	(b) 200 平方メートル以上のもの	1 件	1 万 9,100	
b 共同住宅等で評価手法が仕様基準又は国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分				

	(a) 300 平方メートル未満のもの	1 件	<u>3 万 2,100</u>	
	(b) 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 件	<u>5 万 5,800</u>	
	(c) 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1 件	<u>10 万 1,000</u>	
	(d) 5,000 平方メートル以上のもの	1 件	<u>15 万 2,900</u>	
オ 適合証又は検査済証等の添付があるもの（ア、ウ	非住宅で評価手法が国土交通大臣			

	(a) 300 平方メートル未満のもの	1 件	3 万 3,400	
	(b) 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 件	5 万 7,900	
	(c) 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1 件	10 万 5,000	
	(d) 5,000 平方メートル以上のもの	1 件	15 万 8,900	
オ 適合証又は検査済証等の添付があるもの（ア、ウ	非住宅で評価手法が国土交通大臣			

又はキに掲げる場 合を除く。)	が定める簡 易な評価方 法の場合は、 当該非住宅 の床面積の 合計に応じ、 次に掲げる 区分			
	a 300 平方 メートル未 満のもの	1 件	<u>9,200</u>	
	b 300 平方 メートル以 上 2,000 平 方メートル 未満のもの	1 件	<u>2 万 6,200</u>	
	c 2,000 平 方メートル 以上 5,000	1 件	<u>7 万 8,700</u>	

又はキに掲げる場 合を除く。)	が定める簡 易な評価方 法の場合は、 当該非住宅 の床面積の 合計に応じ、 次に掲げる 区分			
	a 300 平方 メートル未 満のもの	1 件	1 万	
	b 300 平方 メートル以 上 2,000 平 方メートル 未満のもの	1 件	3 万 1,000	
	c 2,000 平 方メートル 以上 5,000	1 件	9 万 4,000	

	平方メートル未満のもの d 5,000 平方メートル以上1 万平方メートル未満のもの	1 件	<u>12 万 4,700</u>	
	e 1 万平方メートル以上2 万5,000 平方メートル未満のもの	1 件	<u>15 万 7,500</u>	
	f 2 万5,000 平方メートル以上のもの	1 件	<u>19 万 6,800</u>	
カ 適合証又は検査済証等の添付がないもの（イ、エ又はクに掲げる場	非住宅で評価手法が国土交通大臣が定める簡			

	平方メートル未満のもの d 5,000 平方メートル以上1 万平方メートル未満のもの	1 件	14 万 9,000	
	e 1 万平方メートル以上2 万5,000 平方メートル未満のもの	1 件	18 万 8,000	
	f 2 万5,000 平方メートル以上のもの	1 件	23 万 5,000	
カ 適合証又は検査済証等の添付がないもの（イ、エ又はクに掲げる場	非住宅で評価手法が国土交通大臣が定める簡			

合を除く。)	易な評価方法の場合は、当該非住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分			
	a 300 平方メートル未満のもの	1 件	<u>8 万 5,300</u>	
	b 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 件	<u>14 万 3,000</u>	
	c 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル	1 件	<u>23 万 1,600</u>	

合を除く。)	易な評価方法の場合は、当該非住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分			
	a 300 平方メートル未満のもの	1 件	10 万 2,000	
	b 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 件	17 万 1,000	
	c 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル	1 件	27 万 6,000	

	ル未満のもの d 5,000 平方メートル 以上 1 万平方メートル 未満のもの	1 件	<u>30 万 2,500</u>	
	e 1 万平方メートル以上 2 万 5,000 平方メートル 未満のもの	1 件	<u>36 万 3,500</u>	
	f 2 万 5,000 平方メートル 以上のもの	1 件	<u>42 万 6,500</u>	
キ 適合証又は検査済証等の添付があるもの（ア、ウ又はオに掲げる場合を除く。）	非住宅で評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合			

	ル未満のもの d 5,000 平方メートル 以上 1 万平方メートル 未満のもの	1 件	36 万 1,000	
	e 1 万平方メートル以上 2 万 5,000 平方メートル 未満のもの	1 件	43 万 4,000	
	f 2 万 5,000 平方メートル 以上のもの	1 件	51 万	
キ 適合証又は検査済証等の添付があるもの（ア、ウ又はオに掲げる場合を除く。）	非住宅で評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合			

は、当該非住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分			
a 300 平方メートル未満のもの	1 件	<u>9,200</u>	
b 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 件	<u>2 万 6,200</u>	
c 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1 件	<u>7 万 8,700</u>	
d 5,000 平方メートル以上	1 件	<u>12 万 4,700</u>	

は、当該非住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分			
a 300 平方メートル未満のもの	1 件		1 万
b 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 件		3 万 1,000
c 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1 件		9 万 4,000
d 5,000 平方メートル以上	1 件		14 万 9,000

	方メートル以上1万平方メートル未満のもの	1件	<u>15万7,500</u>	
	e 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	1件	<u>19万6,800</u>	
ク 適合証又は検査済証等の添付がないもの（イ、エ又はカに掲げる場合を除く。）	非住宅で評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合は、当該非住宅の床面積			

	方メートル以上1万平方メートル未満のもの	1件	18万8,000	
	e 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	1件	23万5,000	
ク 適合証又は検査済証等の添付がないもの（イ、エ又はカに掲げる場合を除く。）	非住宅で評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合は、当該非住宅の床面積			

	の合計に じ、次に掲げ る区分			
	a 300 平方 メートル未 満のもの	1 件	<u>22 万 3,100</u>	
	b 300 平方 メートル以 上 2,000 平 方メートル 未満のもの	1 件	<u>36 万 900</u>	
	c 2,000 平 方メートル 以上 5,000 平方メー トル未満のもの	1 件	<u>51 万 5,100</u>	
	d 5,000 平 方メートル 以上 1 万平	1 件	<u>63 万 4,500</u>	

	の合計に じ、次に掲げ る区分			
	a 300 平方 メートル未 満のもの	1 件	26 万 6,000	
	b 300 平方 メートル以 上 2,000 平 方メートル 未満のもの	1 件	43 万 1,000	
	c 2,000 平 方メートル 以上 5,000 平方メー トル未満のもの	1 件	61 万 5,000	
	d 5,000 平 方メートル 以上 1 万平	1 件	75 万 8,000	

	方メートル未満のもの e 1 万平方メートル以上 2 万 5,000 平方メートル未満のもの	1 件	<u>75 万</u>	
	f 2 万 5,000 平方メートル以上のもの	1 件	<u>85 万 5,600</u>	
ケ 住宅及び非住宅の複合建築物		1 件	住宅及び非住宅に該当する部分の床面積ごとにアからクまでに該当する金額を合計した金額	

	方メートル未満のもの e 1 万平方メートル以上 2 万 5,000 平方メートル未満のもの	1 件	89 万 6,000	
	f 2 万 5,000 平方メートル以上のもの	1 件	102 万 3,000	
ケ 住宅及び非住宅の複合建築物		1 件	住宅及び非住宅に該当する部分の床面積ごとにアからクまでに該当する金額を合計した金額	

(2) 改正条例 第2条 (令和5年4月1日施行)

長崎市手数料条例 (平成12年長崎市条例第6号) の一部を改正する条例

改正後					改正前				
○長崎市手数料条例 (趣旨) 第1条 略 (手数料の種類及び額) 第2条 手数料 (次項に規定するものを除く。) は、別表第1のとおりとする。 2 略 別表第一					○長崎市手数料条例 (趣旨) 第1条 略 (手数料の種類及び額) 第2条 手数料 (次項に規定するものを除く。) は、別表第1のとおりとする。 2 略 別表第一				
手数料の種類	区分	単位	金額	手数料の対象事務の根拠となる法令等	手数料の種類	区分	単位	金額	手数料の対象事務の根拠となる法令等
(1)～(166)	(略)				(1)～(166)	(略)			
(167) 建築物 の延べ面積の 特例認定申請 手数料		1件	2万5,800	建築基準法 第52条第6項第 3号	[新設]				

(168) 建築物 の延べ面積の 特例許可申請 手数料		1 件	15 万 4,200	建築基準法 第 52 条第 10 項、 第 11 項又は第 1 4 項	(167) 建築物 の延べ面積の 特例許可申請 手数料		1 件	16 万	建築基準法 第 52 条第 10 項、 第 11 項又は第 1 4 項
(169) 建築物 の建蔽率に関 する制限の適 用除外に係る 許可申請手数 料		1 件	3 万 2,600	建築基準法 第 53 条第 4 項、 第 5 項又は第 6 項第 3 号	(168) 建築物 の建蔽率に関 する制限の適 用除外に係る 許可申請手数 料		1 件	3 万 3,000	建築基準法 第 53 条第 4 項、 第 5 項又は第 6 項第 3 号
(170)	(略)				(169)	(略)			
(171) 建築物 の高さの特例 認定申請手数 料		1 件	2 万 5,800	建築基準法 第 55 条第 2 項	(170) 建築物 の高さの特例 認定申請手数 料		1 件	2 万 7,000	建築基準法 第 55 条第 2 項
(172) 建築物 の高さの許可 申請手数料		1 件	15 万 4,200	建築基準法 第 55 条第 3 項	[新設]				

(173) 建築物 の 高さの許可 申請手数料		1 件	15 万 4,200	建築基準法 第 55 条第 4 項各 号	(171) 建築物 の 高さの許可 申請手数料		1 件	16 万	建築基準法 第 55 条第 3 項各 号
(174)～(175)	(略)				(172)～(173) [新設]	(略)			
(176) 高度地 区における建 築物の高さの 特例許可申請 手数料		1 件	15 万 4,200	建築基準法 第 58 条第 2 項					
(177)～(187)	(略)				(174)～(184)	(略)			
(188) 一団地 内の建築物の 特例認定申請 手数料	建築物の数が 1 又は 2 である場 合	1 件	6 万 3,600 円	建築基準法 第 86 条第 1 項	(185) 一団地 内の建築物の 特例認定申請 手数料	建築物の数が 1 又は 2 である場 合	1 件	7 万 8,000 円	建築基準法 第 86 条第 1 項
	建築物の数が 3 以上である場合	1 件	6 万 3,600 円 に 2 を超える 建築物の数に 2 万 3,700 円 を乗じて得た 金額を加算し た金額			建築物の数が 3 以上である場合	1 件	7 万 8,000 円 に 2 を超える 建築物の数に 2 万 8,000 円 を乗じて得た 金額を加算し た金額	

(189) 既存建築物を前提とした総合的設 計による建築物の特例認定 申請手数料	建築物（既存建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が1である場合	1件	6万3,600円	建築基準法 第86条第2項	(186) 既存建築物を前提とした総合的設 計による建築物の特例認定 申請手数料	建築物（既存建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が1である場合	1件	7万8,000円	建築基準法 第86条第2項
	建築物の数が2以上である場合	1件	6万3,600円 に1を超える建築物の数に2万3,700円を乗じて得た金額を加算した金額			建築物の数が2以上である場合	1件	7万8,000円 に1を超える建築物の数に2万8,000円を乗じて得た金額を加算した金額	
(190) 一団地内の建築物の容積率、各部分の高さ又は高さの特例許可申請手数料	建築物の数が1又は2である場合	1件	19万9,100円	建築基準法 第86条第3項	(187) 一団地内の建築物の容積率、各部分の高さ又は高さの特例許可申請手数料	建築物の数が1又は2である場合	1件	22万円	建築基準法 第86条第3項
	建築物の数が3以上である場合	1件	19万9,100円 に2を超える建築物の数に2万3,700円			建築物の数が3以上である場合	1件	22万円に2を超える建築物の数に2万8,000円を乗	

			を乗じて得た金額を加算した金額				じて得た金額を加算した金額		
(191) 既存建築物を前提とした総合的設	建築物（既存建築物を除く。以下この号において同じ。）の数	1 件	19 万 9,100 円	建築基準法第 86 条第 4 項	(188) 既存建築物を前提とした総合的設	建築物（既存建築物を除く。以下この号において同じ。）の数	1 件	22 万円	建築基準法第 86 条第 4 項
計による建築物の容積率、	が 1 である場合				計による建築物の容積率、	が 1 である場合			
各部分の高さ	建築物の数が 2	1 件	19 万 9,100 円		各部分の高さ	建築物の数が 2	1 件	22 万円に 1 を	
又は高さの特	以上である場合		に 1 を超える		又は高さの特	以上である場合		超える建築物	
例許可申請手			建築物の数に		例許可申請手			の数に 2 万	
数料			2 万 3,700 円		数料			8,000 円を乗	
			を乗じて得た					じて得た金額	
			金額を加算し					を加算した金	
			た金額					額	
(192) 一敷地	建築物（一敷地	1 件	6 万 3,600 円	建築基準法	(189) 一敷地	建築物（一敷地	1 件	7 万 8,000 円	建築基準法
内認定建築物	内認定建築物を			第 86 条の 2 第 1	内認定建築物	内認定建築物を			第 86 条の 2 第 1
以外の建築物	除く。以下この			項	以外の建築物	除く。以下この			項
の建築認定申	号において同				の建築認定申	号において同			

請手数料	じ。)の数が1 である場合				請手数料	じ。)の数が1 である場合			
	建築物の数が2 以上である場合	1件	6万3,600円 に1を超える 建築物の数に 2万3,700円 を乗じて得た 金額を加算し た金額			建築物の数が2 以上である場合	1件	7万8,000円 に1を超える 建築物の数に 2万8,000円 を乗じて得た 金額を加算し た金額	
(193) 一敷地 内認定建築物 以外の建築物 の容積率、各 部分の高さ又 は高さの特例 許可申請手 料	建築物(一敷地 内認定建築物を 除く。以下この 号において同 じ。)の数が1 である場合	1件	19万9,100円	建築基準法 第86条の2第2 項	(190) 一敷地 内認定建築物 以外の建築物 の容積率、各 部分の高さ又 は高さの特例 許可申請手 料	建築物(一敷地 内認定建築物を 除く。以下この 号において同 じ。)の数が1 である場合	1件	22万円	建築基準法 第86条の2第2 項
	建築物の数が2 以上である場合	1件	19万9,100円 に1を超える 建築物の数に 2万3,700円			建築物の数が2 以上である場合	1件	22万円に1を 超える建築物 の数に2万 8,000円を乗	

			を乗じて得た金額を加算した金額				じて得た金額を加算した金額		
(194)	一敷地建築物（一敷地内許可建築物を除外の建築物を除く。以下この容積率、各号において同部分の高さ又は高さの特例である場合	1件	19万9,100円	建築基準法第86条の2第3項	(191)	一敷地建築物（一敷地内許可建築物を除外の建築物を除く。以下この容積率、各号において同部分の高さ又は高さの特例である場合	1件	22万円	建築基準法第86条の2第3項
	許可申請手数料	建築物の数が2以上である場合	1件	19万9,100円		許可申請手数料	建築物の数が2以上である場合	1件	22万円に1を超える建築物の数の2万8,000円を乗じて得た金額を加算した金額
(195)～(263)	(略)				(192)～(260)	(略)			